

香取市環境基本計画 (素案)

平成 20 年 11 月

香 取 市

目 次

第1章	計画策定の基本的事項	1
	1 計画策定の背景	1
	2 計画の位置づけ	3
	3 計画の対象範囲	4
	4 計画の対象とする環境の範囲	4
	5 計画の役割	5
	6 計画の期間	6
	7 市民、事業者、市それぞれの役割	6
	8 計画の構成	7
第2章	香取市の社会特性	9
第3章	香取市の環境の現状	13
第4章	環境に関する市民の意識調査等	17
	1 かとり環境ワークショップ	17
	2 地区別環境懇談会	19
	3 アンケート調査	20
第5章	環境上の課題等の整理等	27
第6章	目標とする環境像と基本目標	33
	1 目標とする環境像	33
	2 基本目標	35
第7章	環境施策と行動計画	39
	1 環境施策の体系	39
	2 環境施策と各主体別の具体的な取り組み	40
第8章	地域別環境づくりの方向性	69
	1 環境の地域区分	69
	2 ゾーン区分ごとの環境づくりの方向性	70
	3 地区別の環境づくりの方向性	73
第9章	重点施策	77
	1 重点施策の選定	77
	2 重点施策の内容	78
第10章	計画の推進方策	81
	1 計画の推進体制	81
	2 計画の進行管理	83
	3 環境情報の収集と公開	84
	4 行動計画・年次報告の作成	84

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景

私たちの抱える環境問題は、水質汚濁や大気汚染、廃棄物処理に関する都市・生活型環境のほか、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題にまで拡大しています。加えて地球温暖化を起因とする自然災害の多発なども懸念されており、さらにダイオキシン類やアスベストなどの有害な物質による環境汚染や、外来生物種による生態系への影響など、次世代にまで影響が及ぶことへの対応が迫られています。

【国の動向】

我が国では、平成5年11月に環境政策の基本理念と基本的な施策の方向を示す「環境基本法」を制定、翌平成6年12月には、同法に定められた基本理念と施策を具体化していくための大綱となる「第一次環境基本計画」が策定され、その後平成12年12月には「第二次環境基本計画」、平成18年4月には「第三次環境基本計画」が策定されています。

【千葉県の動向】

千葉県では、平成7年4月に「千葉県環境基本条例」を施行し、翌平成8年8月には「千葉県環境基本計画」が策定され、その後、平成20年3月には「千葉県環境基本計画の改訂版」が策定されています。

【香取市の動向】

香取市（以下「本市」という。）では、環境への取り組みを明らかにするため、平成18年3月に「香取市環境基本条例」を制定しました。その第3条には、本市の環境の保全および地球環境保全についての「基本理念」が定められています。

香取市環境基本計画（以下「本計画」という。）では、この基本理念を踏まえ、同条例第9条の規定に基づき、環境を保全し、創造していくための基本的な方向を示すことを目的として策定します。本計画は、下に示す環境基本条例で定められた4つの基本理念を実現することを目指し、目標とする環境像や基本目標の下に、市民、事業者、市がそれぞれの役割を担い、お互いに連携・協働して計画に位置づけた取り組みを実行・推進していきます。

◇◇基本理念（香取市環境基本条例第3条）◇◇

- 1 環境の保全は、現在及び将来の市民が健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによつて、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、持続的に発展することができる社会の構築を旨とし、環境の保全上の支障を未然に防止するように行われなければならない。
- 3 環境の保全は、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるように多様な自然環境が体系的に保全されることにより、自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくように行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることにかんがみ、すべての者は、これを自らの課題として認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

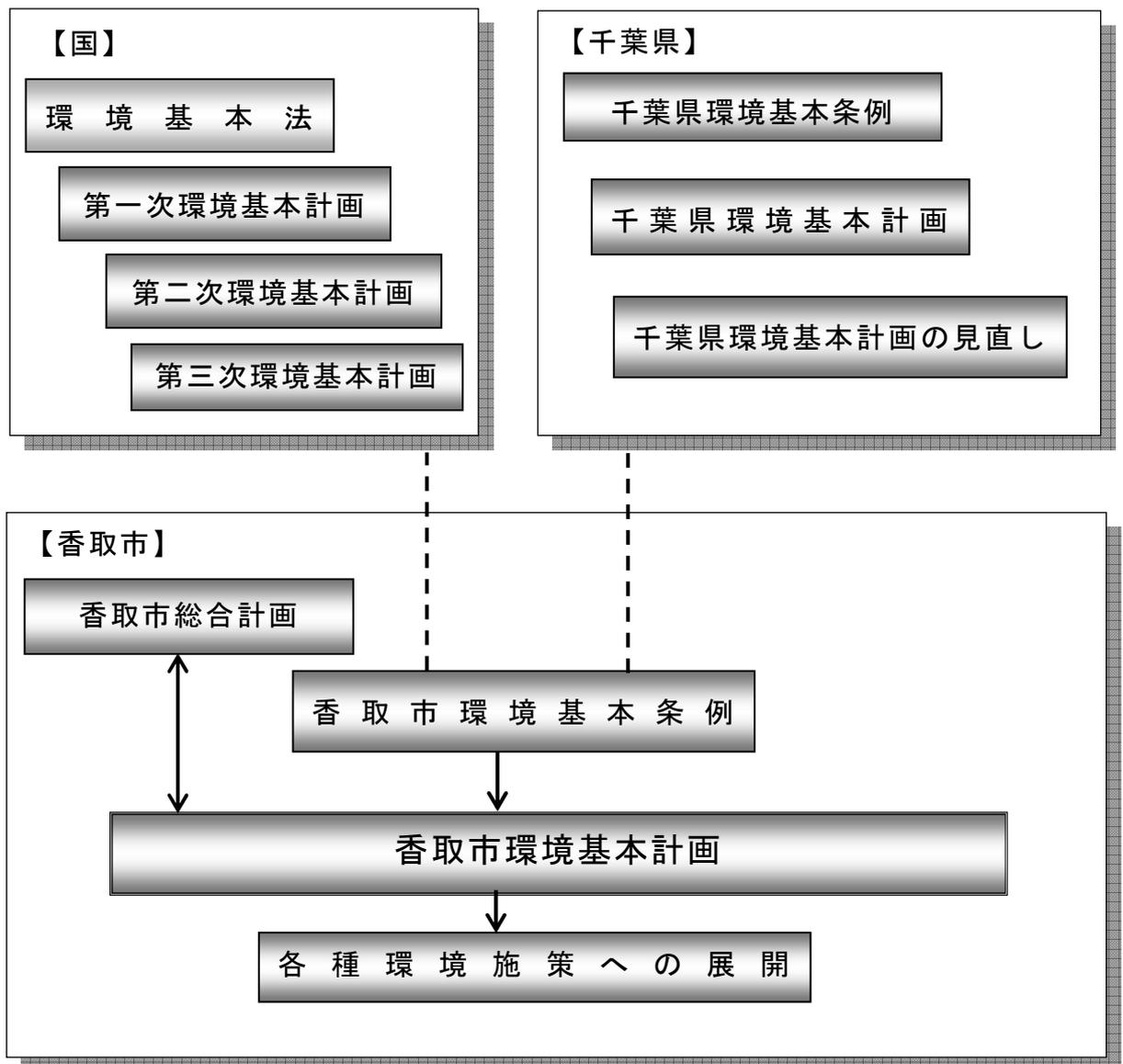
＜環境行政の流れ＞

《年》	《世界の動向》	《国の動向》	《千葉県の動向》
昭和42年	◇	「公害対策基本法」制定	◇
昭和47年	◇	「自然環境保全法」制定	◇
昭和63年	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）設置 オゾン層の保護のためのウィーン条約発効	◇ ◇ ◇ ◇	◇ ◇ ◇ ◇
平成4年	地球サミット（国連環境開発会議）開催	◇ ◇	「千葉県環境会議」設置
平成5年	◇	「環境基本法」制定	「千葉県環境憲章」制定
平成6年	気候変動に関する国際連合枠組条約発効	「第一次環境基本計画」策定	◇ ◇
平成7年	◇ ◇ ◇	◇ ◇ ◇	「千葉県環境基本条例」 「千葉県環境保全条例」制定
平成8年	◇ ◇	◇ ◇	「千葉県環境基本計画」策定
平成9年	気候変動枠組条約第3回締約国会議にて京都議定書採択	◇ ◇ ◇	◇ ◇ ◇
平成12年	◇ ◇ ◇ ◇	「循環型社会形成推進基本法」制定 「第二次環境基本計画」策定	「千葉県地球温暖化防止計画」策定
平成14年	ヨハネスブルグサミット（持続可能な開発に関する世界首脳会議）	◇ ◇ ◇ ◇	「ちば環境再生計画」 「千葉県廃棄物処理計画」 「千葉県資源循環型社会づくり」策定
平成17年	京都議定書発効	◇	◇
平成18年	◇ ◇	「第三次環境基本計画」策定	◇ ◇
平成20年	◇ ◇	◇ ◇	「千葉県環境基本計画」改訂版策定

2 計画の位置づけ

本計画は、国や千葉県の関連法や条例、関連計画と連携し、本市の最上位計画である「香取市総合計画」を環境面から推進し、環境行政の最も基礎となる計画としての役割と性格を併せ持ちます。

<環境基本計画の位置づけ>



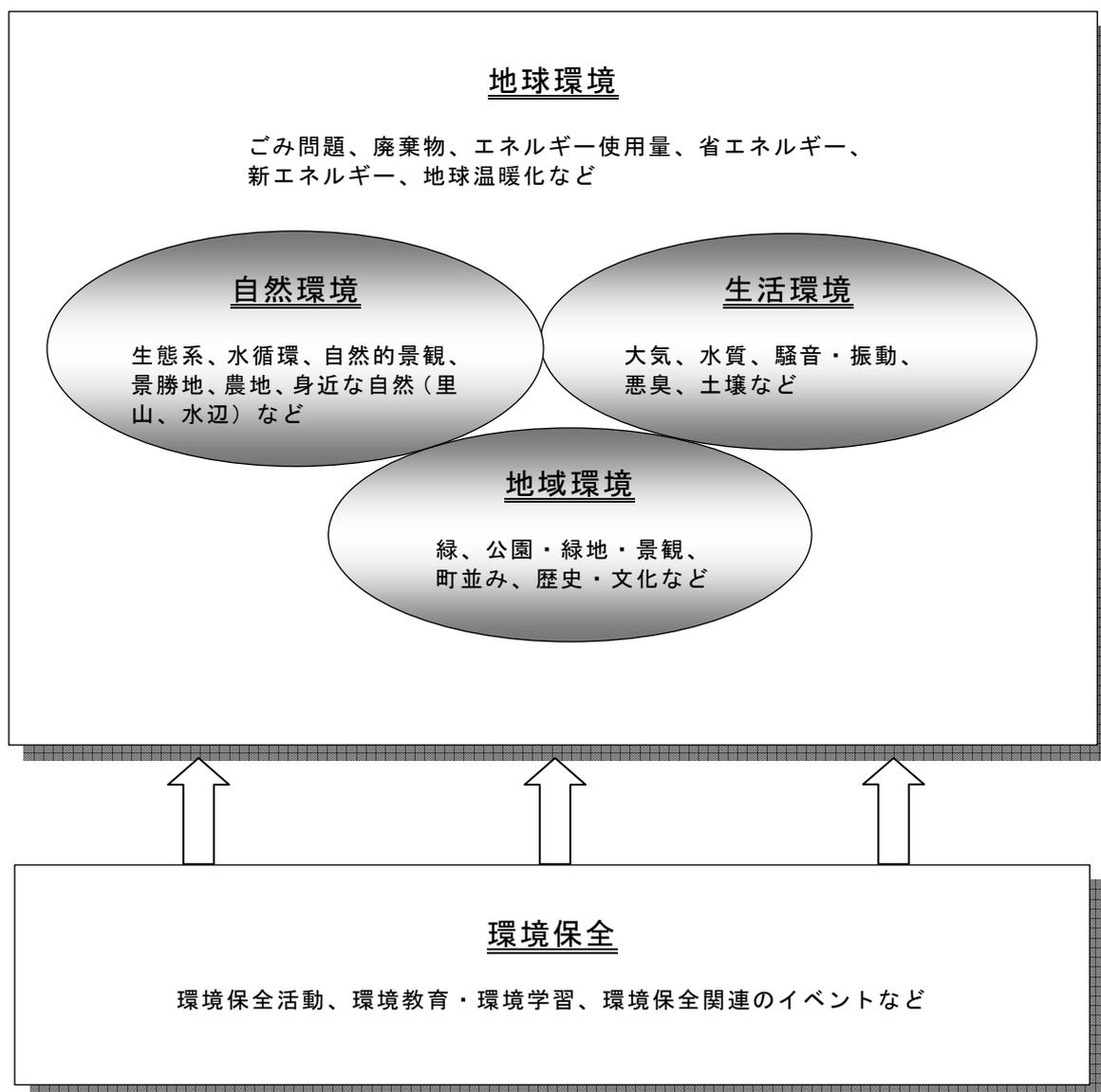
3 計画の対象範囲

本計画が対象とする範囲は、本市全域とし、広域的な取り組みが必要なものについては、国や県、他の地方自治体等と協力しながら問題の解決に取り組むものとしします。

4 計画の対象とする環境の範囲

本計画は、身近な環境問題から地球温暖化等の地球規模の環境問題までを総合的に捉えていくものとしします。

本計画は、自然環境、生活環境、地域環境から地球環境まで幅広く対象の範囲としします。また、各環境分野の行動に関係する環境保全のための行動についても対象としします。



5 計画の役割

本計画は、以下の役割を担います。

(1) 環境の現況をとらえ、問題点や課題を示します。

「本市の環境の現状を踏まえ、どんなところが問題になっているか」あるいは「今後の課題として何があるのか」などを各種の統計資料及びアンケート資料などから整理し、現状や問題点、課題を示しています。

(2) 目標とする環境像を定め、それを実現するための基本目標及び基本方針を示します。

環境を長期的な視点で捉え、本市が目標とする「環境像」を定め、それらを実現するための「基本目標」及びその「基本方針」を示しています。

(3) 基本方針を達成するための個別施策を示します。

「基本方針」を達成するために、基本方針ごとに「個別施策」を示しています。

(4) 市民、事業者、市が行う取り組みを示します。

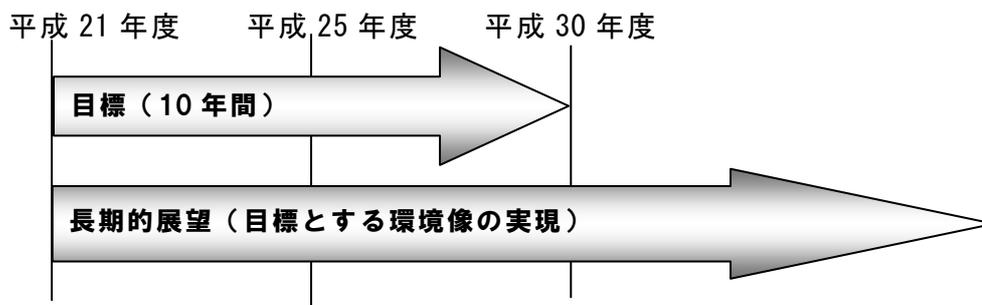
市民、事業者、市が一体となってそれぞれの立場で行動を実践していくための「具体的な取り組み」を示しています。

(5) 環境基本計画を推進していくための方策を示します。

今回策定した環境基本計画を進めていくための体制や進行管理の手法などを示しています。

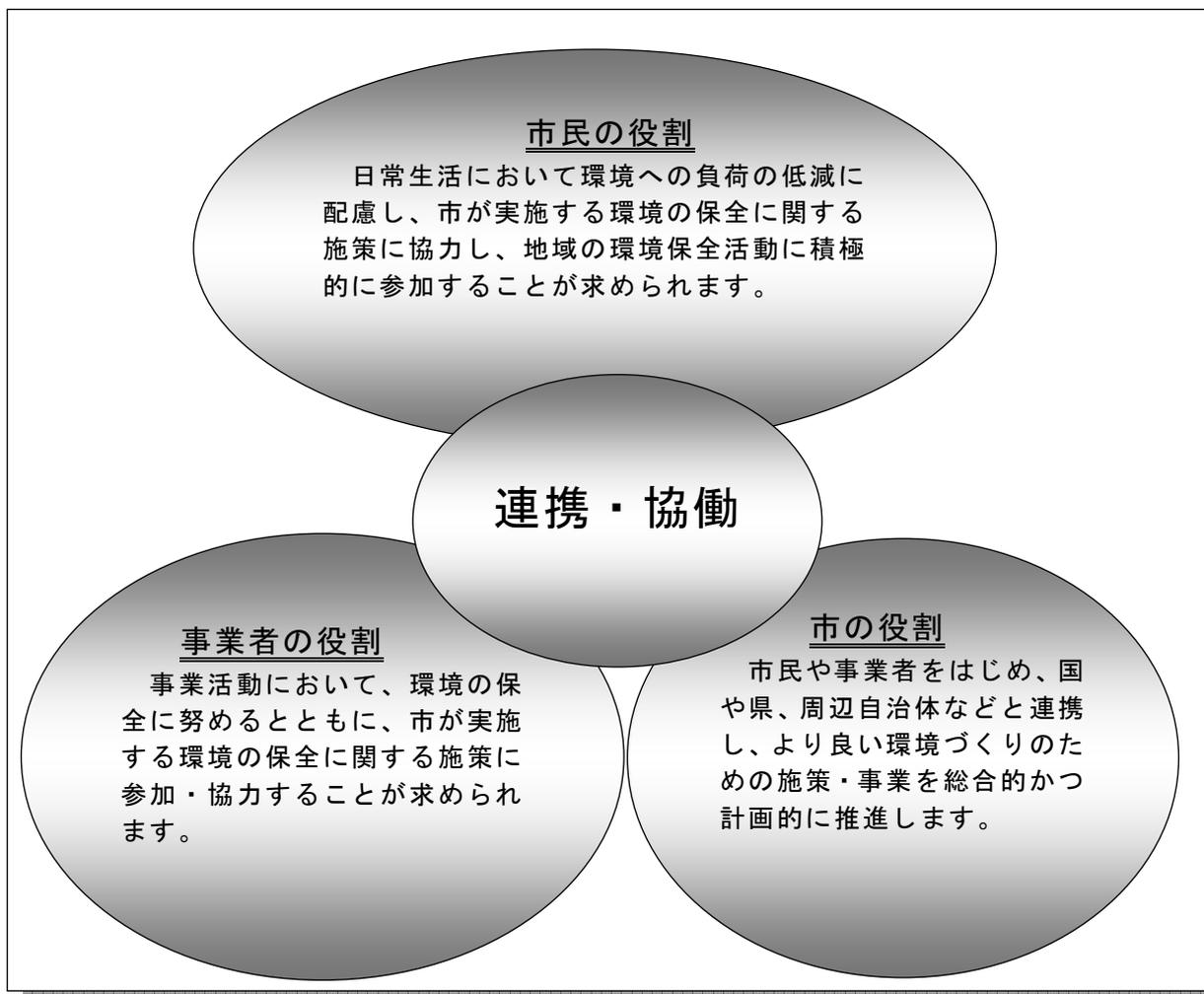
6 計画の期間

本計画は、平成21年度を初年度とし、10年後の平成30年度を目標年度とします。ただし、地球環境問題など長期的視点が必要な分野もあるため、21世紀半ばも展望します。また、本計画を実効性のあるものにするために、社会情勢の変化に合わせて、原則として5年目（平成25年度）に見直しを行うものとします。



7 市民、事業者、市それぞれの役割

本計画は、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たし、連携・協働を図りながら、取り組んでいくことが必要です。各主体の主な役割は次のとおりです。



8 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりです。

第1章 計画の基本的事項

本計画の策定に当たっての、背景、位置づけ、対象範囲、環境の範囲、役割、期間などの基本的事項について示します。

第2章 香取市の社会特性

歴史・沿革、地勢・気候、人口・世帯数、産業、土地利用、交通状況、観光・文化財などの社会特性について示します。

第3章 香取市の環境の現状

大気、騒音・振動、悪臭、土壌汚染、河川水質、地下水質、上水道・下水道、水辺環境、公園・緑地、廃棄物などの環境の現状について示します。

第4章 環境に関する市民の意識調査等

ワークショップや地区別環境懇談会からの意見や提言、及びアンケート調査による市民意識などについて示します。

第5章 環境上の課題の整理等

環境上の課題及び環境施策の展開方向について示します。

第6章 目標とする環境像と基本目標

目標とする環境像を設定し、それを実現するための基本目標について示します。

第7章 環境施策と行動計画

基本目標を達成するための環境施策の体系及び各主体別の具体的な取り組みについて示します。

第8章 地域別環境づくりの方向性

各地域における環境づくりの方向性について示します。

第9章 重点施策

市民、事業者、市が協働して先行的に取り組むべき施策について、重点施策として示します。

第10章 計画の推進方策

本計画の推進体制や進行管理などについて示します。

調整用ページです。写真やコラムなどを掲載する予定です。

第2章 香取市の社会特性

本市の社会特性として、歴史・沿革、地勢・気候、人口・世帯数、産業、土地利用、交通状況、観光・文化財などについて整理しました。

《歴史・沿革》

- 【古代】本市北部の千葉県と茨城県の県境付近には、霞ヶ浦から手賀沼に及び「香取の海」、「香取流海」と呼ばれた広大な内海がありました。
- 【中世】下総国の一宮として、香取神宮は、その神領を香取の海周辺にも拡大し、「海夫」と呼ばれる漁民集団を支配下に置いていました。
- 【近世】江戸時代を通じて香取地域の多くは幕府代官支配地や旗本知行地となりました。佐原区や小見川区は利根川水運の発達により、年貢米の積み出し場や物資の集散地として栄え、農村集落を背景に醸造業などの産業が繁栄しました。
- 【近代】明治8年、香取市域は千葉県に属し、明治22年の町村制の施行により市域内に18の町村が成立し、この間、佐原区や小見川区は、水運による物資輸送が活発化し、米輸送の中継拠点や後背に農村を抱える商業地として栄え、山田区や栗源区は養蚕業が盛んとなりました。

大正13年に栗源町、昭和26年から30年にかけての合併により、佐原市、小見川町、山田町が誕生しました。

平成18年3月27日、佐原市、小見川町、山田町、栗源町の1市3町が合併し、香取市が誕生しました。

《地勢・気候》

- 市域は、東西約21.2km、南北約22.7km、総面積は262.31km²で、県内第4位の面積を有しています。
- 北部には利根川が東西に流れ、その流域には水田地帯が広がり、南部は、森林と畑地を中心とした北総台地の一角を形成しています。
- 利根川、常陸利根川、横利根川、黒部川、小野川、大須賀川など15の一級河川の他、水郷地域の象徴として、水郷筑波国定公園、県立大利根自然公園などがあります。
- 気候は、鹿島灘や霞ヶ浦の影響を受けて温暖であり、冬は雨が少なく乾燥し、夏は雨が多い典型的な太平洋側の海洋性気候となっています。

《人口・世帯数》

○人口は、86,654人（29,020世帯）であり、一世帯当たりの人員は、2.9人/世帯となっていますが、人口は微減傾向となっています。

（平成20年4月1日現在）

○高齢者人口（65歳以上）の割合は25.9%で増加傾向にあり、15歳未満の年少人口の割合は12.0%で減少傾向となっています。（平成20年4月1日現在）

《産業》

○産業の就業人口の総数は、44,074人（平成17年度国勢調査）となっており、昭和60年以降、平成7年までは微増傾向を示し、その後、減少に転じ、昭和60年の水準（46,844人）を下回っています。

○最近は、第1次産業及び第2次産業は減少傾向、第3次産業はほぼ横ばいで推移しています。

《土地利用》

○香取市の土地利用は、総面積262.31km²のうち、126.228km²（48.1%）が田・畑を合わせた農地、49.25km²（18.8%）が山林、20.426km²（7.8%）が宅地となっており、県内でも有数の自然に恵まれた地域です。

（平成19年1月現在）

○北部には水郷の風情が漂う水辺空間と水田地帯が、南部には北総台地の一角をなす丘陵地や畑作地帯や山林が広がっています。

○計画的な土地利用を進めていますが、環境の変化に伴い、既成市街地の空洞化や遊休農地の増加が見られます。

《交通状況》

【自動車交通量】

- 主な幹線道路は、市域の北部を横断する国道356号、西部を南北に縦断する国道51号などがあります。
- 国道51号（香取市観音地点及び水郷大橋地点）及び国道356号（香取市八日市場地点）の交通量は、平成11年度に比べ、約1割程度の減少が見られます（平成17年度交通センサス調査結果）が、主要地方道成田小見川鹿島港線の小見川大橋と息栖大橋の付近では、朝夕に慢性的な交通渋滞が発生しています。

【鉄道交通】

- 市内には、大戸駅、佐原駅、香取駅、水郷駅、小見川駅、十二橋駅の6つの駅があり、通勤、通学者の交通手段となっていますが、人口の減少や広域道路網の整備などの要因により、各駅の利用者数は年々減少傾向になっています。

【バス交通】

- 主にJR佐原駅及び小見川駅を中心に運行されていますが、自家用車の普及による利用者の減少に伴い、運行路線・便数とも減少傾向になっています。
- コミュニティバスは、佐原区、山田区、栗源区のそれぞれの生活圏を中心に運行されています。
- 東京方面への高速バスが運行されており、利便性の高さから利用者が年々増加しています。

《観光・文化財》

- 市内には、重要伝統的建造物群保存地区に選定された小野川沿いの町並み、国の重要無形民俗文化財に指定された佐原の山車行事、水郷筑波国定公園や県立大利根自然公園、香取神宮、伊能忠敬記念館、国指定良文貝塚など、多くの歴史的・文化的観光資源を有し、毎年、多くの観光客が訪れています。
- 主な文化財としては、国宝である香取神宮の海獣葡萄鏡や、史跡である阿玉台貝塚や良文貝塚、天然記念物である府馬の大クスなどがあり、平成20年2月現在、国や県、市を合わせて184件の指定文化財があり、県内自治体としては第3位、国と県に限れば第1位の指定数となっています。
- 屋根のない博物館として農村の有する豊かな自然、伝統、文化等の多面的機能を紹介する田園空間博物館があります。
- 市への年間の観光客は約589万人（平成19年）とその数は年々増加する傾向になっています。
- 観光客のほとんどは、日帰り客が占めています。

第3章 香取市の環境の現状

市や県などが実施した調査結果等から、本市の環境の現状について整理しました。

《大気》

○市内4箇所の大気汚染測定局で常時監視を行っています。

【平成19年度の状況】

○二酸化硫黄、二酸化窒素はすべての測定局で環境基準を達成していました。

○浮遊粒子状物質は4局中1局で環境基準を達成していました。

○光化学オキシダントはすべての測定局で環境基準を達成していませんでした。

○大気中のダイオキシン類の調査を、大倉測定局及び旧あやめ荘の2箇所で行っており、どちらも環境基準を達成していました。

《騒音・振動》

【平成16～19年度の状況】

○国道51号での沿道騒音は、環境基準を上回っていますが、要請限度は下回っていました。

○騒音・振動に関する苦情件数は年に5件前後で推移しており、平成19年度は6件となっていました。

○騒音に関する苦情内容としては、事業所からの作業音やペットの鳴き声によるものが高い割合を占めていました。

《悪臭》

【平成16～19年度の状況】

○悪臭に関する苦情件数は、年に10件前後で推移しており、平成19年度は12件となっていました。

○悪臭に関する主なものは、家庭や事業所でのごみを屋外焼却する際に発生する「煙」によるもので高い割合を占めていました。

《土壌汚染》

○平成7年に開発行為による残土埋立ての際、六価クロム含有残土が搬入されました。汚染残土の搬出と改善工事を行った結果、平成12年度から平成19年度にかけての調査では六価クロムは検出されませんでした。現在も継続的に追跡調査を行っています。

○住宅地から離れた谷津田などで、行政指導を無視した残土の搬入がありました。

《河川水質》

- 市では小野川、黒部川など11河川（水系）30地点、県が大須賀川、横利根川など9地点、栗山川汚染防止対策協議会が栗山川で1地点の計40地点で水質調査を行っています。
- 市内では、利根川、大須賀川、小野川、黒部川、清水川、栗山川の6河川について環境基準が定められており、水域類型の指定がなされています。

市内河川の水域類型指定

類型	該当河川
河川A	利根川下流、大須賀川、栗山川、清水川、黒部川下流
河川B	小野川、（香西川、与田浦川、新左衛門川、横利根川、新八間川、小掘川、玉川）、黒部川上流
河川C	（十間川）
河川C	（流れ川）

※該当河川（ ）表示は、水域類型指定がされていないため、類似環境基準をあてはめ、参考比較しています。

【平成19年度の状況】

- 生物化学的酸素要求量（BOD）は、清水川及び小野川では全地点、大須賀川、香西川、黒部川上流、流れ川の一部の地点で環境基準を達成していました。
- 大腸菌群数は、一部の地点で環境基準を達成していました。

《地下水質》

- 昭和63年に小見川工業団地において、地下水から環境基準を超えるトリクロロエチレンの検出が確認されました。その後、汚染実態調査と機構解明調査を経て、平成7年に地下水の揚水ばっ気処理施設を設置し、現在まで継続して汚染物質を除去しています。
- 平成元年に多田地区において、4井戸から環境基準を超えるトリクロロエチレンの検出が確認されました。検出された井戸及び周辺井戸について、継続的に地下水質の状況調査を行っています。
- 佐原区の一部地域では、井戸水から砒素が検出されていますが、自然含有によるものと考えられています。
- 比較的高濃度の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染が市内の一部地域で確認されています。汚染原因として畜産排水や肥料の過剰施肥などが考えられます。

《上水道・下水道の整備状況》

- 水道普及率は76.2%と、平成18年度末の全国平均97.3%及び千葉県平均94.0%に比べて、低い水準となっています。(平成19年度現在)
- 生活排水処理率は51.9%と、全国平均83.7%及び千葉県平均80.8%に比べて低い水準となっています。(平成19年度現在)
- 下水道処理人口普及率は28.9%と、千葉県平均65.8%の半分以下となっています。(平成19年度現在)

《水辺環境》

- 利根川をはじめ、数多くの河川や水路が流れており、水郷地帯として豊かな水辺空間を創出しています。
- 小野川周辺では、歴史的町並みと調和した水辺空間が整備され、多くの観光客を集めています。
- 大須賀川の親水緑地、栗山川のアジサイ遊歩道などでは梅雨の時期にあざやかな景観が見られます。
- 黒部川下流は、釣りのほか、水上スキー、ボート、カヌーなどの多様な水上スポーツに利用され、市民レガッタをはじめとする多くのスポーツイベントが開催されています。
- 利根川や黒部川の河川敷には、市の鳥であるヨシキリやオオセッカ、コジュリンなどの貴重な鳥が生息しています。
- 利根川の北側地域には、水郷佐原水生植物園や、加藤洲十二橋、与田浦などの水郷の自然を体験できる観光・レクリエーションの場があります。

《公園・緑地》

- 都市公園は46箇所(44.25ha)、市民公園は3箇所(6.34ha)あり、人口1人当たり公園面積は約5.8m²/人となっています。(平成19年度現在)
- 大規模な公園としては、佐原河川敷緑地、小見川河川敷運動公園、小見川城山公園、くろべ運動公園などがあります。
- 利根川周辺には水郷筑波国定公園や県立大利根自然公園が広がり、また市街地周辺には良好な緑地空間を形成した風致地区があります。

《廃棄物》

- 本市のごみ処理は、佐原区及び栗源区では指定袋制を採用し、ステーション排出方式、小見川区及び山田区ではペットボトル以外の袋の指定はなく、可燃ごみは路線収集を行っています。（平成20年10月現在）
- 佐原区と栗源区は香取広域市町村圏事務組合、小見川区と山田区は香取市東庄町清掃組合と2つの組織でごみ処理が実施されています。（平成20年10月現在）
- 平成19年度のごみの総排出量は、35,987トンで、リサイクル率は14.9%となっています。

第4章 環境に関する市民の意識調査等

本計画を策定するにあたり、広く市民の意見やアイデアを反映するために、「かとり環境ワークショップ」、「地区別環境懇談会」、「アンケート調査」を実施しました。

1 かとり環境ワークショップ

(1) 目的・メンバー構成等

本市の環境のあり方について、市民が自由な意見を持ち寄る場として、「かとり環境ワークショップ」を設置しました。

「かとり環境ワークショップ」では、特別な経験や専門知識は必要とせず、参加者全員が環境をよくするためのアイデアを自由に提案していただき、この提案されたアイデアや意見を本計画に反映することを目的としています。

ワークショップは、公募による市民21名で構成されています。

(2) ワークショップで提案されたアイデアや維持・改善するための意見

ワークショップで、「環境施策を設定するために参考となるアイデア」や「守り伝えたい環境」、「改善していく必要がある環境」などの意見を整理しました。

かとり環境ワークショップで出された意見

◇◇環境施策を設定するために参考となるアイデア◇◇

- 里山の保全と活用
- 動植物の生息・生育地域の調査・保護・保全活動
- 有害鳥獣による被害防止対策
- 水質汚濁の防止
- 観光資源の整備・保存
- ごみ分別の徹底・減量化・資源化・適正処理
- 廃棄物の適正処理の推進と不適正処理の防止
- バイオマスエネルギーの整備・活用、新エネルギーの積極的導入
- 市民協働による環境保全活動の確立
- 環境情報の共有とネットワークづくり

(※かとり環境ワークショップで提案されたものを集約した内容で抜粋)

◇◇守り伝えたい環境◇◇

- 里山などの自然
- 貴重な動植物の生息場所
- 美しい星空の見える街
- 香取市の歴史と文化を知る史跡

◇◇改善していく必要がある環境◇◇

- 市内河川の水質及び周辺地域の環境
- ごみの分別ルール及び排出方法
- 沿道や森林、雑木林、河川などへのごみのポイ捨て、廃棄物の不法投棄
- 休耕田や山林の管理
- 安全な歩行空間
- 環境保全に対する市民意識

2 地区別環境懇談会

「地域で残しておきたい環境」、「改善したい環境」について、平成19年12月から平成20年1月に地区ごとに環境の現状を把握し、広く市民の意見を本計画に反映させるため、市内15カ所で地区別環境懇談会を開催しました。

地区別環境懇談会で出された意見は、「第8章 地域別環境づくりの方向性」の「将来に残したい自然（環境）」、「改善すべき環境上の課題」、「環境づくりの方向性」を作成する際の参考にさせていただきました。

地区別環境懇談会で出された主な意見

区	地区	地域で残しておきたい環境	改善したい環境
佐原	(1) 香西	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな自然 ホテルの生息場所 	<ul style="list-style-type: none"> デポジット制の導入 リサイクルシステムの構築 クリーンセンターの休日運営 環境教育にシルバー人材を活用
	(2) 津宮・大倉	<ul style="list-style-type: none"> 利根川河川敷でのバードウォッチングの実施できる場所 マコモやミヤコタナゴの生息する水路 	<ul style="list-style-type: none"> 側高の森周辺の森林の管理 竹林の適正管理 水路の水質 わかりやすい環境情報の提供
	(3) 東大戸・瑞穂	<ul style="list-style-type: none"> ホテルの生息場所 旧五中周辺の環境 	<ul style="list-style-type: none"> 大須賀川の水質 埋め立てによる地下水への影響 農業経営と環境とのバランス
	(4) 香取	<ul style="list-style-type: none"> 良好な山の景色 稚児石 佐倉油田牧の野馬込跡や下小野貝塚 釜塚のおせし様の木 	<ul style="list-style-type: none"> 香取神宮の古道を利用したハイキングコース 農地や休耕田の荒廃 小野川の水質・遊歩道
	(5) 新島・北佐原	<ul style="list-style-type: none"> 良好な自然 ホテルの生息場所 	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水質
	(6) 佐原新宿・本宿	<ul style="list-style-type: none"> 良好な自然 きれいな牧野の梅林 石尊山の景観 小野川沿い町並み 	<ul style="list-style-type: none"> 谷津田の水（湧水など）環境 自然の大切さを体験できる環境 十間川の水質 安全に歩ける歩道環境
小見川	(7) 中央	<ul style="list-style-type: none"> 桜並木の環境 グリーン作戦による草の根運動 	<ul style="list-style-type: none"> 城山の桜の木の保全 黒部川沿道の樹木の保全と周辺環境 観光資源のネットワーク化
	(8) 西・北地区	<ul style="list-style-type: none"> 湧水や清水川の環境 草刈り運動 	<ul style="list-style-type: none"> 国道356号の歩行者のための道路環境
	(9) 東・南	<ul style="list-style-type: none"> 良好な里山 ホテルの生息場所 	<ul style="list-style-type: none"> 里山の保全 共有山林の荒廃 湧水の状況調査の実施 環境コーディネーターの育成
山田	(10) 八都	<ul style="list-style-type: none"> 良好な里山 	<ul style="list-style-type: none"> 黒部川周辺でのポイ捨て 農業用ビニールの野焼き
	(11) 府馬	<ul style="list-style-type: none"> ホテルの生息場所 府馬の大クス 	<ul style="list-style-type: none"> ハクビシンによる農作物被害 府馬城跡の竹林化 井戸水への農薬の影響
	(12) 山倉	<ul style="list-style-type: none"> ホテルの生息場所 鮭が遡上する河川 	<ul style="list-style-type: none"> 炭を利用した水質浄化 残土埋立て、産業廃棄物の不法投棄
栗源	(13) 栗源	<ul style="list-style-type: none"> 鮭が遡上する河川 ボランティアによる地域活動 	<ul style="list-style-type: none"> 山砂の過剰採取 農地や休耕田の荒廃
	(14) 沢	<ul style="list-style-type: none"> ホテルの生息場所 シジミが生息する河川 地区内のため池 	<ul style="list-style-type: none"> ハクビシンによる農産物被害 農地や休耕田の荒廃
	(15) 高萩	<ul style="list-style-type: none"> 平成の森公園の桜の木 ごみ拾いや草刈り運動 	<ul style="list-style-type: none"> 農業用ビニールの野焼き 家電製品の不法投棄 河川の水質

3 アンケート調査

(1) 調査の目的と概要

市民、小中学生、事業者及び観光客を対象にアンケート調査を実施しました。この調査は、環境保全等に関わる地域住民の環境に対する認識や意見、要望、環境行政へのニーズ、あるいは取り組み状況等を把握し、本計画づくりに反映するとともに、本計画の周知と計画づくりへの参加意識の高揚を図ることを目的としています。

アンケート調査の概要

	市民アンケート	小中学生アンケート	事業者アンケート	観光客アンケート
調査対象	満 20 才以上の男女	市内の小学校5年生、 中学校2年生	市内の事業者	市内への観光客
調査期間	平成 19 年 10 月	平成 19 年 10 月	平成 19 年 10 月	平成 19 年 10 月
配布数	2,500 人	1,595 人	260 社	300 枚
標本抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出	全員対象	事業所リストによる無作為抽出	駅前観光案内所、伊能忠敬記念館、夢紫美術館、道の駅くりもと、町並み交流館、山車会館、水郷小見川少年自然の家、風土村等への来訪者
調査方法	アンケート郵送配布・郵送回収法(自記式・無記名)	学校へ配付し、クラス毎に配付・回収	アンケート郵送配布・郵送回収法(自記式・無記名)	駅前観光案内所、伊能忠敬記念館、夢紫美術館、道の駅くりもと、町並み交流館、山車会館、水郷小見川少年自然の家、風土村等での配布・回収

アンケート調査の回収率

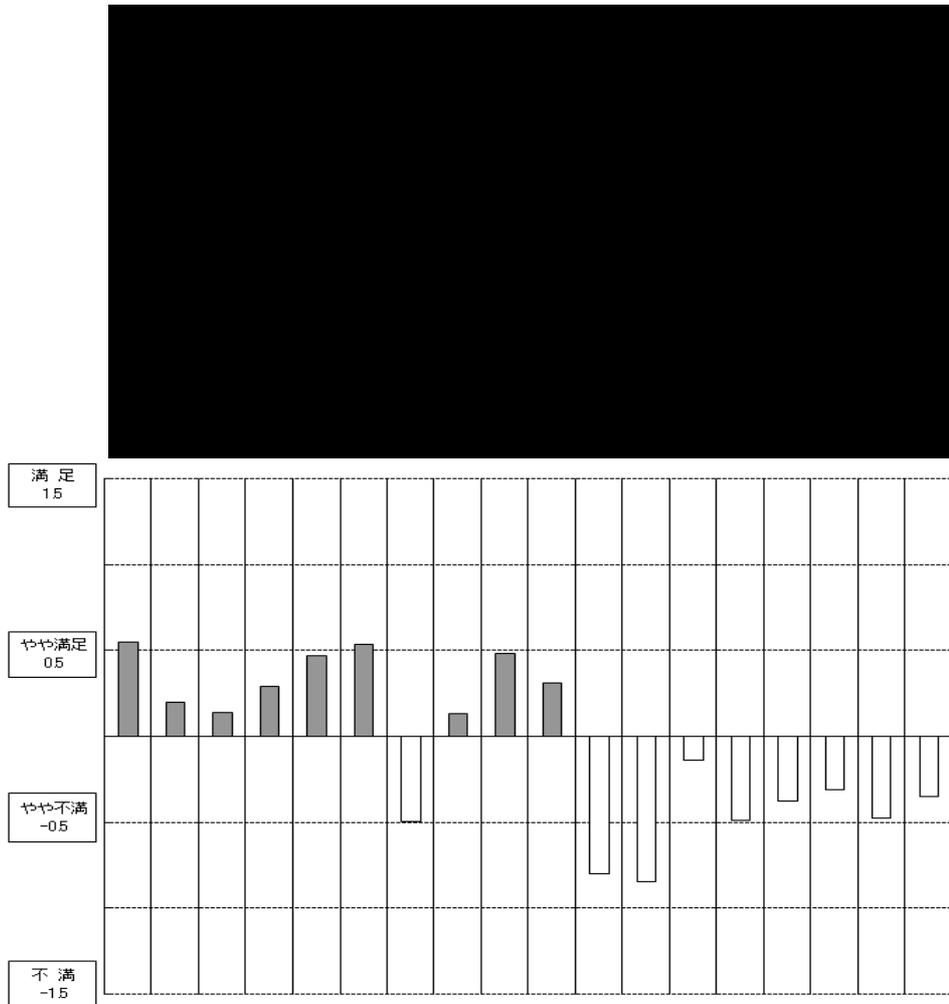
対象	配布数	有効回答数	回収率
市民	2,500 人	816 人	32.6%
小学生・中学生	1,595 人	1,520 人	95.3%
事業者	260 社	83 社	31.9%
観光客	300 枚	199 枚	66.3%

(2) アンケート調査の結果
【市民アンケートの結果】

◇◇環境の現状に関する満足度と本市に期待する取り組み◇◇

- 自然環境や大気環境、騒音や公害などについては、満足しており、本市の良好な自然環境や大気環境を裏付けています。一方、川、水路などの水環境や公共交通機関、たばこやごみのポイ捨て等の環境マナーについては、不満を感じています。
- 川や水路などの水質汚濁対策や、ごみのポイ捨て等の散乱防止、川や水路などの清掃・美化対策などを本市に期待しているため、今後の課題として川や水路などの水質改善や環境マナーの向上などが考えられます。
- その他、少数回答ではありますが、公共交通機関の利便性や、教育、文化施設の整備、環境教育・学習の開催、環境に関する情報の得やすさなどに不満を感じており、改善を期待しています。

環境の現状に関する満足度



満足度：各設問の回答数に以下のポイントを掛け、その合計を回答数で割った値。
 満足：1.5ポイント やや満足：0.5ポイント
 やや不満：-0.5ポイント 不満：-1.5ポイント

◇市民自身の環境問題に対する取り組み姿勢・参加・支援◇◇

○現在の取り組みについて、「積極的」と「消極的」がほぼ半々の回答となっており、自己評価が「ますます」という市民と「まだまだ」という市民に分かれています。

○多くの市民が、資源回収やリサイクル活動、地球環境に配慮した生活を学び、それを実行していると回答しており、ごみの減量化や地球環境問題への積極的な姿勢が見られます。

○多くの市民が、ボランティア活動などに参加したい、あるいは支援をしたいと考えています。支援方法については、資金などの経済的な支援には消極的、ボランティア活動などの行動による支援に対しては積極的な姿勢が見られます。

単位：％

◇◇優先順位：市民自身の環境保全行動◇◇		
第1位	資源回収などのリサイクル活動に参加している	53.1
第2位	地球環境にやさしい生活のしかたを学習し、実行している	46.0
第3位	水環境にやさしい生活のしかたを学習し、実行している	39.3
第4位	身近な川や水路、生物等を観察し、身の回りの環境の現状を確かめている	18.4
第5位	快適な環境づくりに参加している	16.5

単位：％

◇◇市民自身の環境保全行動に対する姿勢◇◇		
1 支援したい	65.3	
2 支援したいと思わない	2.7	
3 わからない	26.5	
4 無回答	5.5	

単位：％

◇◇市民自身の環境保全行動に対する支援意識◇◇		
1 「ボランティア活動の提供」	73.9	
2 「資金などの経済援助」	15.6	
3 その他	10.1	
4 無回答	1.9	

◇◇ごみ問題に対する意識◇◇

○市民のごみ問題に対する関心は高く、ごみの減量化・リサイクル、居住地区での集団回収などには非常に協力的であり、今後とも期待されます。

○市民のごみ処理行政への関心は高く、多くの市民がごみ減量化・リサイクルの促進などの施策の必要性を感じており、行政への期待の高さが見られます。

○ごみ処理行政の役割として、適正なごみの処理・処分に対する指導・情報の提供などが挙げられており、ごみの処理・処分の適切な仕方や情報の提供を求めています。

【小中学生アンケートの結果】

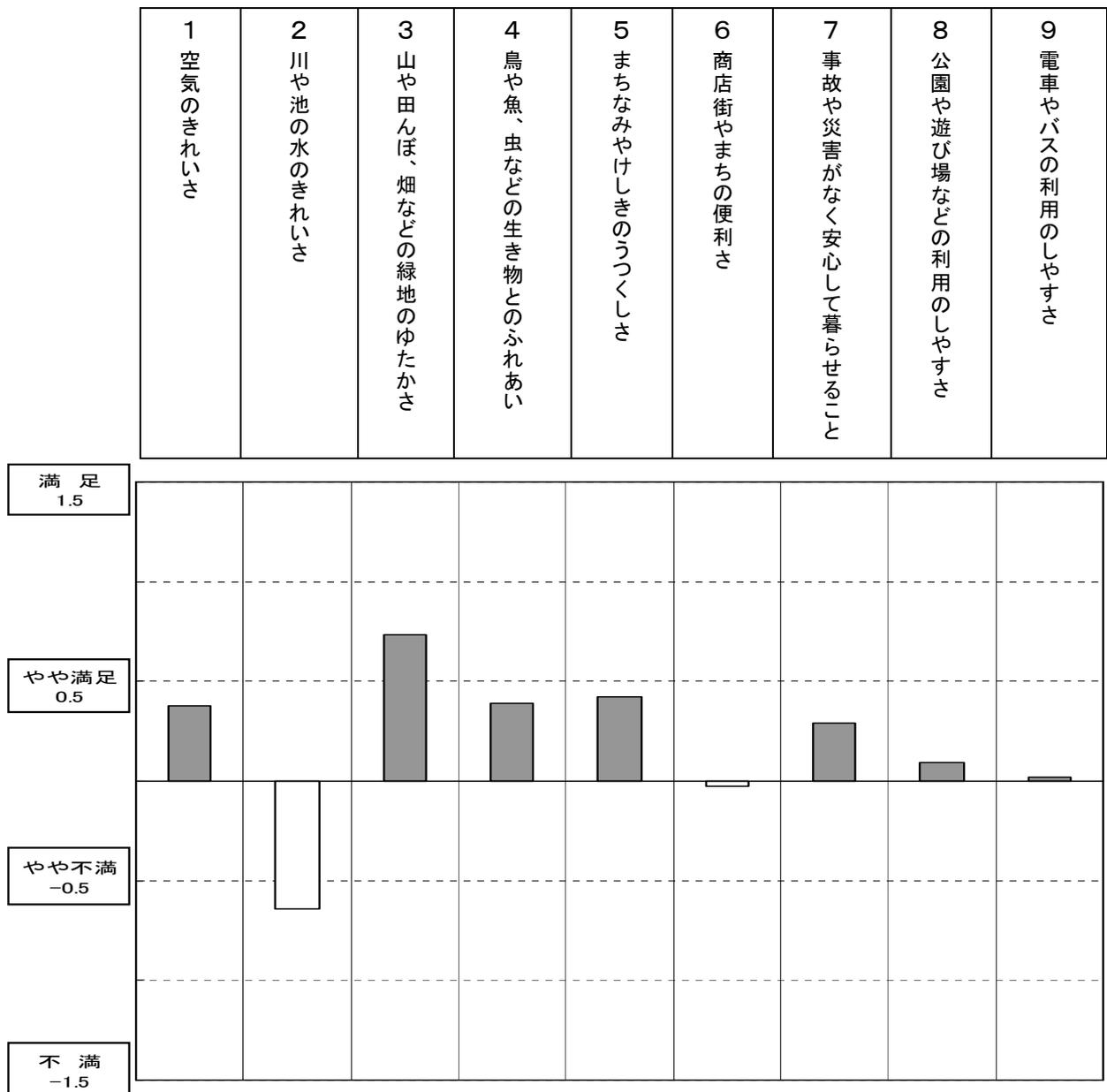
【小学生・中学生アンケートの結果】

◇◇環境の現況に関する満足度と香取市に期待する取り組み◇◇

○山や田んぼ、畑などの緑の豊かさや生き物とのふれあい、まちなみや景色のうつくしさなどに対しては、大半の小中学生は満足しています。一方、水環境やまちの便利さなどについては不満を感じています。

○公害のない、水がきれいで、多くの動植物が生息・生育できる環境を望んでいます。

環境の現状に関する満足度



【事業者アンケートの結果】

◇◇環境問題に対する意識・考え方他◇◇

○市に対しては、環境に関する経済援助や上下水道等の都市基盤の整備、市民には、地域の環境活動に関する情報の提供やリサイクルへの取り組みなどに期待しています。

○廃棄物問題については、ごみ処理や処分のコストが高いという意見が多く、また、廃棄物処理に関する情報や、委託先での処理・処分方法、資源化状況等に関する情報などに不満が見られるため、適切な情報を提供していくことも必要です。

○従業員のごみの減量化・リサイクルに対する意識の向上や方法などを浸透させるため、対策を示していくことも必要です。

○節電やリサイクルなど、コスト削減に直結する取組については、多くの事業者がすでに実施しています。一方、ソーラーシステムなどの省エネルギー対策の導入については、実施している事業者はまだ少ないようです。

単位：％

◇◇香取市に期待する対策◇◇		
・環境保全のための助成・融資制度の確立	24.2	
・上下水道等の都市基盤の整備	20.5	
・市民に対するライフスタイル改善の提案など環境学習の推進	12.0	
・環境保全に関する情報提供	9.6	
・環境保全に関する事業者向けの講習会開催	6.0	
・条例などの法規制の整備	4.8	
・工業団地など産業基盤の整備	4.8	
・環境に関する技術等の紹介	1.2	
・その他	1.2	
・無回答	15.7	

単位：％

◇◇市民に対する要望（協力）◇◇		
・地域の環境活動に関する情報の提供	38.6	
・リサイクルへの取り組み（再利用容器の確実な回収など）	25.3	
・エコマーク商品や環境に配慮した商品の購入	10.8	
・開発行為時における住民説明会への参加と理解	6.0	
・その他	6.0	
・無回答	19.3	

単位：％

「ごみの減量化・リサイクル」に関する課題		
・リサイクルのコストが高い	20.5	■■■■■■■■■■
・ごみの分別徹底が難しい	15.7	■■■■■■■■■■
・減量化・リサイクルの方法がわからない（情報が少ない）	14.5	■■■■■■■■■■
・廃棄物の量が少なく、効率的なリサイクルができない	8.4	■■■■■■■■■■
・リサイクルに対する消費者ニーズが少ない	7.2	■■■■■■■■■■
・従業員のごみ減量化・リサイクルに対する意識が低い	6.0	■■■■■■■■■■
・リサイクル先がない（再生品の需要先がない）	4.8	■■■■■■■■■■
・企業機密の漏洩防止のため、リサイクルができない	3.6	■■■■■■■■■■
・その他	6.0	■■■■■■■■■■
・無回答	37.4	■■■■■■■■■■

【観光客アンケートの結果】

◇◇香取市の環境の魅力◇◇

○観光客の多くは、まちなみのきれいさ、川や水辺のきれいさなどの自然環境には好印象をもっています。一方、まちの便利さについては、やや不満を感じているようです。

単位：％

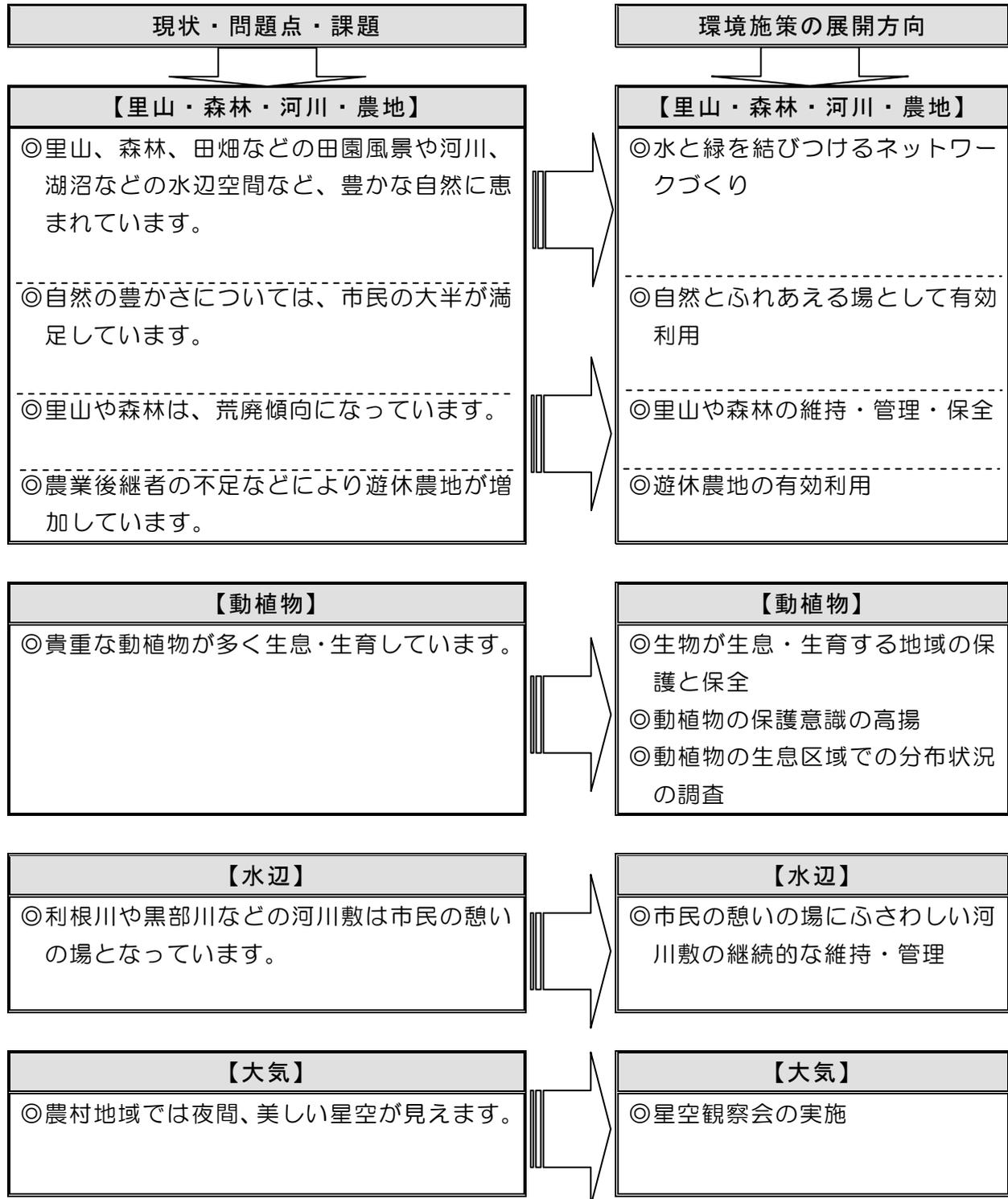
香取市の環境の魅力					
1 まちなみのきれいさ	きれい	まあまあきれい	ふつう	少し汚い	汚い
	30.7	38.1	19.6	1.5	-
2 川や水辺のきれいさ	きれい	まあまあきれい	ふつう	少し汚い	汚い
	22.6	35.8	21.6	8.0	3.5
3 空気のきれいさ	きれい	まあまあきれい	ふつう	少し汚い	汚い
	36.7	38.2	16.1	-	-
4 緑の多さ	多い	まあまあ多い	ふつう	少し少ない	少ない
	39.7	36.7	11.6	3.0	-
5 静かさ	静か	まあまあ静か	ふつう	少しうるさい	うるさい
	35.6	32.2	20.1	1.5	-
6 まちの便利さ	便利	まあまあ便利	ふつう	少し不便	不便
	9.5	22.1	34.7	23.1	3.6

調整用ページです。写真やコラムなどを掲載する予定です。

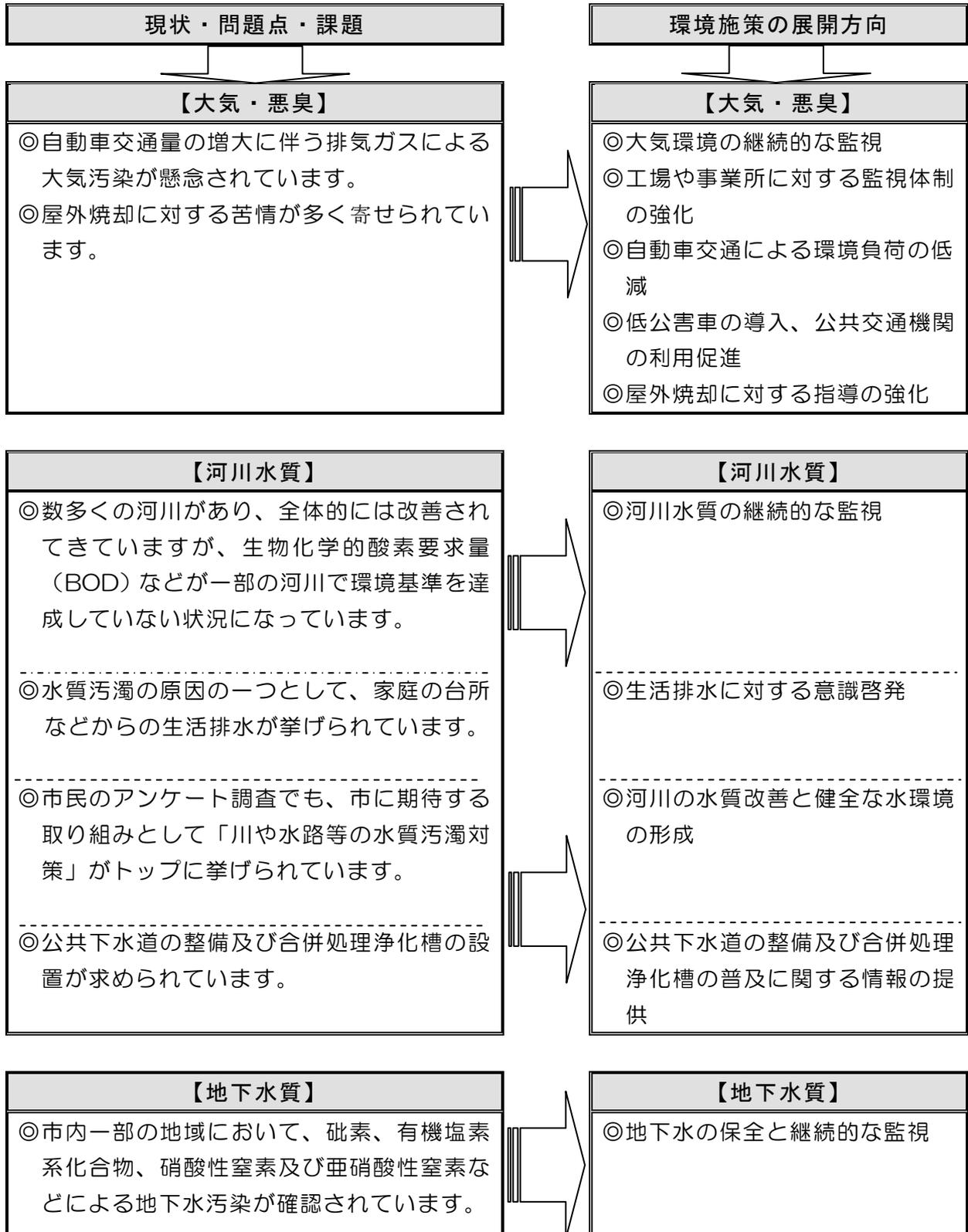
第5章 環境上の課題の整理等

本市の環境の現状・問題点・課題について、既存文献やアンケート調査結果などから整理し、そこから想定される環境施策の展開方向について、自然環境、生活環境、地域環境、地球環境及び環境保全の視点からまとめると、次のようになります。

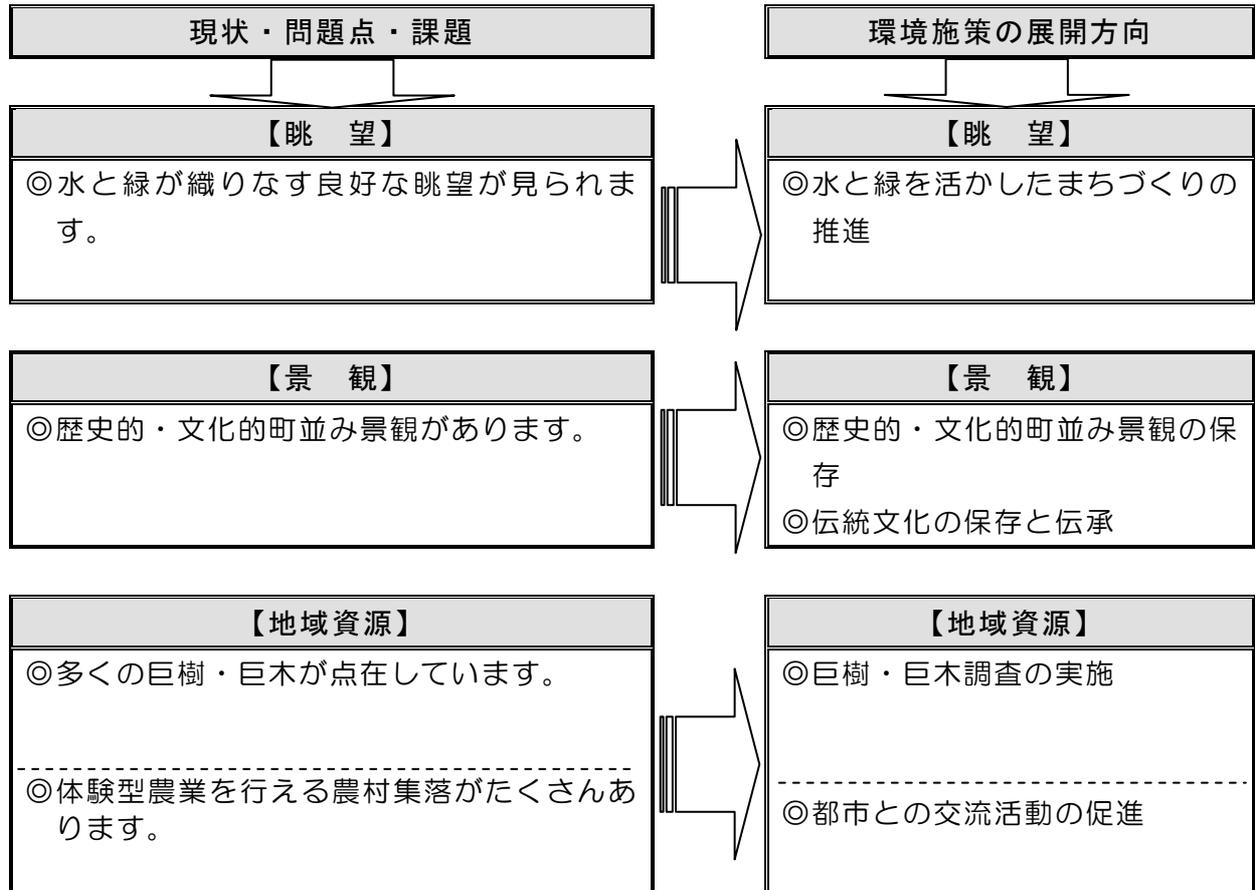
1. 自然環境



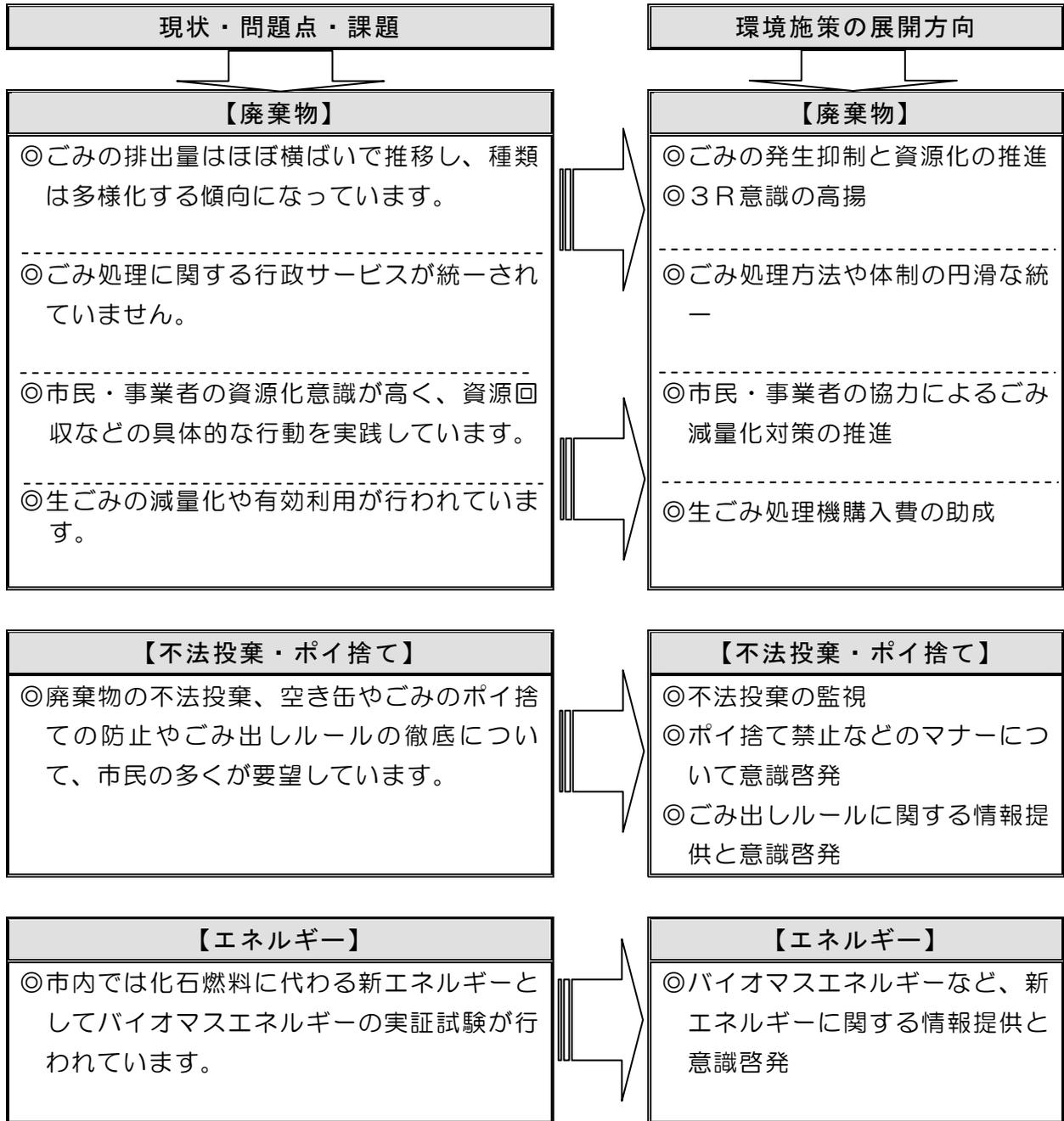
2. 生活環境



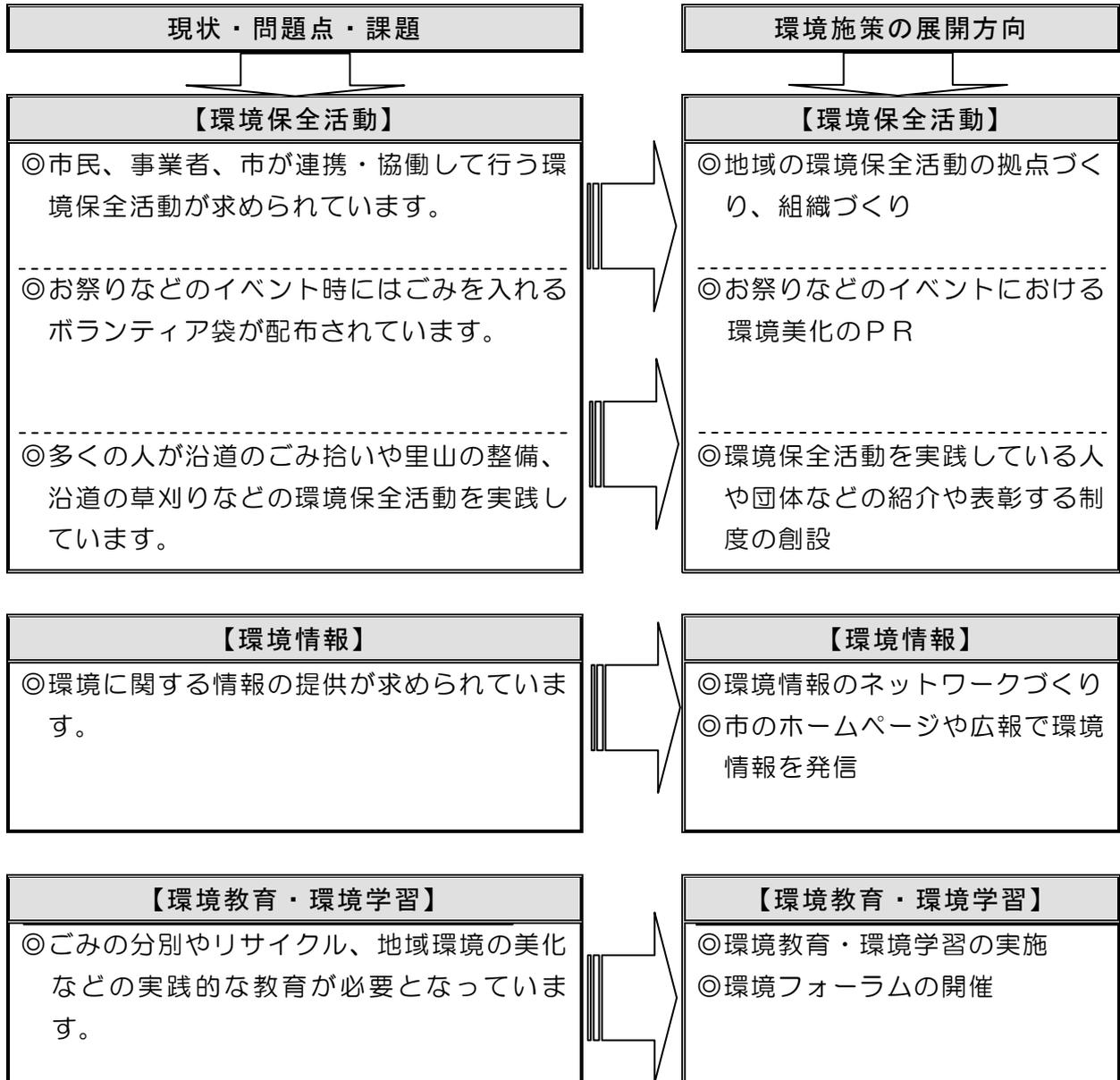
3. 地域環境



4. 地球環境



5. 環境保全



調整用ページです。写真やコラムなどを掲載する予定です。

第6章 目標とする環境像と基本目標

1 目標とする環境像

私たちの生活は、資源やエネルギーを大量消費することで成り立っています。近年では、化石燃料由来のエネルギー消費により二酸化炭素などの温室効果ガスが大量に排出され、地球温暖化問題として私たちの生活に影響をあたえ始めています。また、大量消費によって発生した廃棄物処理のために、さらにエネルギーを消費することになり、このことは、地域の問題にとどまらず、地球規模の環境問題につながっています。

その一方で、高度経済成長期以降の都市化・工業化などの進行により、身近な自然が減少し、残された自然も荒廃が進んでしまいました。幸い、環境関連の法整備や国民、事業者、行政のたゆまぬ努力と環境意識の向上により、自然がもとの姿に回復する事例も見られ始めています。

私たちは、これまでの社会経済システムのあり方や生活様式を見直し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を進め、環境をよりいっそう良いものにすることが求められています。

本市は、昔から水と緑の恵み豊かな自然環境に生まれ、長い歴史と伝統のいきづつまちとして、先人の英知と努力を受け継ぎながら、明るく豊かで暮らしやすいまちを目指し、環境に配慮したまちづくりを進めてきました。

また、舟運により発展した歴史と伝統文化が、町並みや日常生活の中に、今も残されており、河川、水路、里山などの水郷地帯や田園風景は、地域の財産とされていました。

一方、生活様式や産業構造の変化などに伴い、河川、水路、里山などとのふれあいが徐々に薄れ、それとともに管理不足による荒廃が進行してきました。

私たちは、歴史と伝統文化の中から自然と共生した生活を営んでいた先人の知恵を学びながら、市民、事業者及び市が連携・協働する力を活かすことが、本市特有の持続可能な社会の構築につながるものと考えます。

香取市の環境政策の基本理念と基本的な施策の方向を示す「香取市環境基本条例」には、環境を保全するため、市民、事業者及び市の責務を明らかにし、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保を目指すとあります。

「香取市総合計画」では、基本理念を、「市民協働による暮らしやすく人が集うまちづくり」とし、将来都市像を「元気と笑顔があふれるまち 一人ひとりの市民が輝く 活気みなぎる やすらぎの郷 香取」と定め、その将来都市像の実現のための6つの基本目標の一つに「人と自然が共生し、快適で安心して暮らせるまちづくり」が掲げられています。

本市は、市民のかけがえのない財産である豊かな自然を守りながら、市民、事業者、市が連携・協働して、市民が安心して生活できるまちづくりを地域ぐるみで目指しています。

今こそ、市民、事業者、市それぞれが自らの環境保全に対する意識を高め、果たすべき役割を担うとともに、水と緑と歴史と伝統を活かした、文化の薫り高く、人と自然が共生

するまちづくりの実現を目指していく必要があります。

これらの考え方を基に、これからの環境行政の目標とする環境像を次のように定めます。

～目標とする環境像～

豊かな自然に育まれた人と歴史
あたたかな心かようまち 香取

豊かな自然環境と長い歴史の中で育まれてきた本市固有の伝統や文化について、先人の教えを学びそれを守っていくと同時に、将来にわたって健康で豊かな生活を続けることのできる、あたたかな心かようまちづくりを目指していきます。

2 基本目標

本計画では目標とする環境像を実現するために、地域の環境特性を踏まえ、基本目標として次の5つを定め、環境施策を展開していきます。

基本目標Ⅰ

豊かな自然を活かした水と緑の環境づくり

本市の自然は、水郷の風情が漂う利根川をはじめとする多くの河川や、穏やかな姿を見せる丘陵地の森林など、昔から人間の生活との関わりを持ちながら残されてきたものです。しかしながら、宅地開発等の人間の活動や里山の放棄など、人の生活と自然とのふれあいが徐々に薄れ自然への働きかけの減少が生じてきているのが実態です。

市民アンケートでも、自然環境の豊かさには満足していますが、身近な自然とのふれあいについては十分とはいえないとの意見も出ています。そのため、動植物の生息・生育場所でもある、豊かな自然を保全し、維持・管理していくことが必要です。

幸い、環境意識の高まりにより、メダカやタナゴ、また、ホタルなど一部の生物は戻ってきています。これらの事例を全市に展開するため、里山や水辺の環境とそこに生息・生育する身近な動植物を守りながら、豊かな自然を活かした水と緑の環境づくりを目指していきます。

基本目標Ⅱ

きれいな水、空気、大地 安心して暮らせる環境づくり

本市の大気や水質、騒音などの環境問題は全体的には改善されてきていますが、河川や水路などの水環境については、目標とする環境に達していない河川もあります。

市民アンケートでは、大気環境の満足度は高くなっていますが、河川や水路等の水環境に関して満足度は低い結果となっています。市に期待する取り組みのトップにも「川や水路等の水質汚濁対策」があがっており、水環境の保全・回復に対する市民の関心は高まっています。日本有数の水郷地帯である本市では河川・水路等の水質改善は重要な問題であり、特に、日常生活や事業活動に伴う排水に対し、水質浄化に向けた対策をさらに進めていくことが必要です。また、市内では地下水を生活用水として利用している地域もあり、地下水の安全性の確保も重要な課題です。さらに、地下水と密接な関係にある土壌も健全な状態でなければなりません。

私たちを取り巻く水や空気、大地などの環境を安全で快適なものにできるよう、安心して暮らせる環境づくりを目指していきます。

基本目標Ⅲ

歴史と伝統文化を受け継ぐところ落ち着くまちづくり

本市には、多くの歴史的・文化的な建築物や施設などが残されており、これらを取り巻く自然環境と調和して良好な景観を創出しています。これらは市民の貴重な財産であり、このような歴史的・文化的資源を保全し、後世へ伝承していくことが重要です。

現在では、歴史的なつながりの中で、地域での祭りや活動を通じた地域コミュニティも機能しています。

私たちは、こうした本市の歴史と伝統文化を地域資源として活かし、後世に伝えるべく保全するとともに、地域特性を活かしたところ落ち着くまちづくりを目指していきます。

基本目標Ⅳ

できることから少しずつ一歩一歩取り組む環境づくり

限りある資源やエネルギーの有効利用は、地球温暖化の防止や持続的な発展が可能な社会を構築するためには重要な課題です。

これまで私たちが行ってきた、使い捨てのライフスタイルを見直し、将来の世代に負担をかけないようにしなければなりません。

本市のごみの総排出量は、最近では、ほぼ横ばいで推移していますが、市民の日常生活や事業活動に伴って発生するごみの減量化や資源化は、まだ改善する余地が残されており、さらなるごみの減量化や資源化を図っていく必要があります。また、沿道や空き地へのごみのポイ捨てや廃棄物の不法投棄などに対する対策も強化していきます。

一方、ごみの焼却などで発生する二酸化炭素等による温室効果ガスの排出が地球温暖化の要因となることを自覚し、地球環境に配慮した行動や省エネルギー対策、新エネルギーの利用などの取り組みを積極的に行っていきます。

私たちは、ごみのない清潔なまちづくりを目指すと同時に、地球温暖化の防止に向けて、できることから少しずつ一歩一歩取り組む環境づくりを進めていきます。

基本目標Ⅴ

一人ひとりが主役 協働するネットワークづくり

本市の環境問題を解決し、環境をより良いものとするためには、市民、事業者、市がそれぞれの責務と役割を認識し、各主体が一体となって、連携・協働して取り組んでいくことが必要です。

そのためには、従来のように、市が施策を推進するというだけでなく、市民、事業者も率先して自分たちの地域環境を守り、より良いものとするために実際に行動していくことが重要です。

市民アンケートでは、市民の環境保全行動に対する意識は高く、特に「ボランティア活動などの支援」に対しては、非常に協力的であり、積極的な姿勢が見られますが、環境情報の得やすさという点では、満足度が低い結果となっていました。

また、市内では、環境保全活動に取り組む市民や市民団体などが増えてきていますが、それぞれが自主的に個々別々に取り組まれている場合が多く、連携・協働した総合的な取り組みに至っていません。

今後は、環境保全の環を広げていくための組織づくりや拠点づくりも視野に入れ、地域の環境保全の実践的な指導者となる人材の育成を図りながら、市民一人ひとりが主役になり、協働するネットワークづくりを進めていきます。

調整用ページです。写真やコラムなどを掲載する予定です。

第7章 環境施策と行動計画

1 環境施策の体系

本計画は、5つの基本目標、14の基本方針及び33の個別施策を掲げ、環境保全のための施策を総合的、体系的に実施することにより、目標とする環境像「豊かな自然に育まれた人と歴史 あたたかな心かようまち 香取」の実現を目指します。

環境像：豊かな自然に育まれた人と歴史 あたたかな心かようまち 香取		
基本目標	基本方針	個別施策
Ⅰ 豊かな自然を活かした水と緑の環境づくり	1 豊かな自然環境を守る	1-1 里山の保全と活用 1-2 自然環境を保護する区域の維持管理 1-3 水辺環境の保全と再生
	2 動植物の生息・生育環境を守る	2-1 動植物の生息・生育の調査・保護・保全 2-2 動植物の保護意識の向上
	3 農地・森林を守り育てる	3-1 多面的な機能を持つ農地・森林の維持管理 3-2 環境保全型の農業の普及・促進
Ⅱ きれいな水、空気、大地 安心して暮らせる環境づくり	4 きれいな空気を守る	4-1 大気環境の保全 4-2 悪臭の発生防止
	5 安全で豊かな水を守る	5-1 河川・水路の水質汚濁防止対策の推進 5-2 工場・事業所の排水対策の推進 5-3 生活排水対策の推進
	6 健全な土壌を維持する	6-1 土壌汚染防止対策の推進 6-2 地下水汚染防止対策の推進
	7 静かで住みよいまちを守る	7-1 工場・事業所の騒音・振動対策の推進 7-2 道路交通騒音・振動対策の推進
Ⅲ 歴史と伝統文化を受け継ぐこころ落ち着くまちづくり	8 歴史的・文化的景観を守る	8-1 良好な自然・歴史的・文化的景観の保全 8-2 歴史的・文化的景観資源の保存と伝承
	9 魅力ある都市景観を創る	9-1 自然と調和した良好な都市景観の創出 9-2 魅力ある都市景観の創出 9-3 安全な歩行空間の確保・整備
	10 環境を観光資源として有効利用する	10-1 観光資源の整備・保存 10-2 体験型観光資源の開発と整備
Ⅳ できることから少しずつ一歩一歩取り組む環境づくり	11 ごみのない清潔なまちを創る	11-1 ごみの発生抑制 11-2 再利用・資源化の推進 11-3 不法投棄の防止
	12 地球温暖化対策を推進する	12-1 地球環境に配慮した行動の実践 12-2 省エネルギー対策の推進 12-3 新エネルギーの積極的利用
Ⅴ 一人ひとりが主役 協働するネットワークづくり	13 環境について学び情報発信する体制を強化する	13-1 環境教育・環境学習の推進 13-2 環境情報の共有とネットワークづくり
	14 市民・事業者・市 協働による環境保全を推進する	14-1 市民協働による環境保全活動の推進 14-2 環境保全活動の場と人づくり

2 環境施策と各主体別の具体的な取り組み

本計画は、市民、事業者、市がお互いに連携・協働し、自主的かつ積極的に取り組んでいくことにより実効性のあるものとなります。

ここでは、14の基本方針を実現するため、市民、事業者、市が一体となってそれぞれの立場で行動を実践していくための具体的な取り組みを個別施策ごとに示します。

基本目標 I 豊かな自然を活かした水と緑の環境づくり

基本方針 1 : 豊かな自然環境を守る

- 1-1 里山の保全と活用
- 1-2 自然環境を保護する区域の維持管理
- 1-3 水辺環境の保全と再生

緑豊かな自然環境は、私たちに自然の恵みややすらぎの場を提供するだけでなく、生態系を維持する機能、人間の日常生活や事業活動に伴って排出される二酸化炭素を吸収する機能、雨水流出量の調節や水源かん養の機能のほか、生物多様性の保全や良好な田園景観の形成、レクリエーションの場の提供など、多面的な機能を持っています。

このように優れた自然環境が失われることがないように保全し、次世代に引き継いでいかなければなりません。自然環境とのふれあいは、人の心を豊かにし、自然と共生する社会を築いていく大きな基礎となります。

また、河川や沼などの水辺空間やそれを取り巻く緑と一体となった自然環境は、私たちにうるおいとやすらぎを与えてくれる場としての役割も期待されています。

今後も、自然環境や水辺環境を保全し、豊かな自然環境を守っていきます。

◇環境指標等◇

環境指標の項目	H19年度現在値	目標値等
○市民1人当たりの都市公園等面積	5.8㎡/人	5.9㎡/人
○自然観察会などのイベント開催数	未実施	年2回以上

注) 基本方針ごとに取り組みの達成度を知るための「ものさし」となる具体的な環境指標の項目や数値(現在値及び概ね5年目の目標値等)を示します。

■ 具体的な取り組み ■

1-1 里山の保全と活用

◇ 市 民 ◇
<ul style="list-style-type: none"> ○里山の保全・維持管理に参加・協力します。 ○里山を有効利用したイベントに参加・協力します。
◇ 事業者 ◇
<ul style="list-style-type: none"> ○里山の所有者（管理者）は、里山を適切に維持管理します。 ○事業活動を実施する際は、里山などの自然環境に配慮します。
◇ 市 ◇
<ul style="list-style-type: none"> ○里山の保全活動を支援します。 ○市民へ里山に対する意識啓発をし、所有者（管理者）へ維持管理について指導・啓発を行います。

1-2 自然環境を保護する区域の維持・管理

◇ 市 民 ◇
<ul style="list-style-type: none"> ○鳥獣保護区などを正しく理解し、自然保護意識を高めます。 ○貴重な動植物の情報を市へ提供します。 ○自然観察会や自然体験学習会などのイベントに参加・協力します。
◇ 事業者 ◇
<ul style="list-style-type: none"> ○鳥獣保護区などを正しく理解し、自然保護意識を高めます。 ○貴重な動植物の情報を市へ提供します。 ○自然観察会や自然体験学習会などのイベントに参加・協力します。
◇ 市 ◇
<ul style="list-style-type: none"> ○鳥獣保護区などを適切に管理し、必要に応じて新規設定を検討します。 ○貴重な動植物の情報を収集整理し、市民・事業者へ情報提供をします。 ○自然観察会や自然体験学習会などのイベントを開催します。 ○市民団体などが主催する環境学習会、自然観察会などのイベントを支援します。

1-3 水辺環境の保全と再生

◇ 市 民 ◇
<ul style="list-style-type: none"> ○水辺に親しみ、河川愛護の意識を高めます。 ○河川や水路の清掃や草刈りなど、水辺の美化活動に参加・協力します。 ○水辺を利用する際には、ごみを持ち帰り、汚さないようにします。 ○湧水についての情報を市へ提供します。
◇ 事業者 ◇
<ul style="list-style-type: none"> ○水辺の美化活動に参加・協力します。 ○工事などによって改変される水辺空間は、工事完了後には可能な限り復元します。 ○湧水についての情報を市へ提供します。
◇ 市 ◇
<ul style="list-style-type: none"> ○水辺や河川愛護意識の普及啓発を行います。 ○公共事業を実施する際は、多自然型工法を取り入れるなど自然の回復・整備を促進します。 ○関係機関と連携、協力して河川環境を整備・復元します。 ○市民・事業者へ湧水に対する意識啓発を行います。 ○市内に存在する湧水について情報収集に努めます。

基本目標 I 豊かな自然を活かした水と緑の環境づくり

基本方針 2 : 動植物の生息・生育環境を守る

2-1 動植物の生息・生育の調査・保護・保全

2-2 動植物の保護意識の向上

現在、地球規模で生物種の減少が進行しており、生物多様性の保全が世界的に叫ばれています。生物は、それぞれが重要な役割を担っており、人間もその生態系の中で生活しています。近年、生態系を無視した捕獲や無秩序な開発により、生態系が乱れることが危惧されています。

動植物が生息・生育しやすい環境を守ることは、自然から様々な恩恵を受けている私たちの営みを守ることでもあります。そのためには、動植物の保護意識の高揚を図るとともに、そのための調査の実施や地域特性に配慮した生息・生育環境の保全が必要です。

また、最近では、一部の地域において、有害鳥獣による農作物への被害が報告されており、その被害を防止するための対策など、自然環境との調和を図ることが求められています。

こうした状況を踏まえ、今後とも動植物の生息・生育環境を保全していくとともに、動植物の保護意識の向上を図っていきます。

◇環境指標等◇

環境指標の項目	H19 年度現在値	目標値等
○鳥獣保護区面積	1,767ha	拡大
○ホタルの生息地確認箇所数	21 箇所	30 箇所

◇◇具体的な取り組み◇◇

2-1 動植物の生息・生育の調査・保護・保全

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○動植物の生息・生育調査に参加・協力します。 ○魚や昆虫などの外来種を他の地域から移入させないようにします。 ○生き物の生育・生息環境を阻害する行為をしません。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○動植物の生息・生育調査に参加・協力します。 ○堆肥の有効利用などを行い、農薬や化学肥料の使用を減らします。 ○事業活動を実施する際は、動植物の生息・生育環境に配慮します。
◇ 市 ◇
<ul style="list-style-type: none"> ○市民や学識経験者と連携をとりながら、身近な動植物の生息・生育状況調査を実施します。 ○ホテルやメダカ、タナゴなどの生息分布マップなどを作成します。 ○外来種による生態系への影響を調査します。 ○絶滅危惧種など、貴重な動植物の生息・生育状況を把握します。

2-2 動植物の保護意識の向上

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○自然観察会などに参加して、市内に生息・生育する動植物の保護意識を高めます。 ○ペットなどは責任をもって飼育します。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○動植物の生息・生育に配慮した事業活動を実施します。
◇ 市 ◇
<ul style="list-style-type: none"> ○市民・事業者に野生動植物の保護意識を啓発します。 ○ペットなどの適正な飼育方法を啓発します。

基本目標 I 豊かな自然を活かした水と緑の環境づくり

基本方針 3 : 農地・森林を守り育てる

3-1 多面的な機能を持つ農地・森林の維持管理

3-2 環境保全型農業の普及・促進

農地は、古くから食糧生産の場として、私たちの生活に深く関わり、その中で守り育てられてきました。最近では、堆肥を使用した土づくりや化学肥料や農薬の使用を抑制するなど、環境への配慮を考えた環境保全型農業への取り組みも見られます。

農地は、農作物の生産の場であるだけでなく、その生産活動を通じて、国土の保全、水資源のかん養、自然環境や美しい田園景観の形成、食文化の継承など、多面的な役割を持っています。しかし、近年では、農業の後継者不足や高齢化などにより、耕作面積の減少や遊休農地の増加が進んでいます。

一方、森林は、その成長の過程で大気中の二酸化炭素を吸収し、地球温暖化防止に重要な役割を担っており、間伐などの適正な維持管理が必要です。

今後、農地については、遊休農地などの有効利用を行うとともに、環境に与える負荷をできる限り低減していく環境保全型農業を支援していきます。森林については、森林の持つ多面的機能や効能に対する市民の理解を深めるための啓発を行うとともに、森林の適正管理活動を支援していきます。

◇環境指標等◇

環境指標の項目	H19 年度現在値	目標値等
○里山活動協定締結団体数（県認定）	4 団体	増加
○香取市型集落営農組織数	未組織	30 組織
○ちばエコ農業物の品数	29 品	31 品

◇◇具体的な取り組み◇◇

3-1 多面的な機能を持つ農地・森林の維持管理

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○農業や林業の活性化、後継者の育成・確保に協力します。 ○農地や森林が環境に果たす役割について理解を深めます。 ○食糧を生産することに関心を持ちます。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○農業や林業の活性化、後継者の育成・確保に協力します。 ○農地や森林が環境に果たす役割についてPRします。
◇市◇
<ul style="list-style-type: none"> ○活力ある農業や林業の活性化を目指し、後継者の育成・確保を行います。 ○農地や森林の維持管理活動を支援します。 ○農地や森林の多面的な役割を市民・事業者にPRします。

3-2 環境保全型農業の普及・促進

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○地元農産物への認識を深め、積極的に購入します。 ○減農薬栽培や有機栽培などの野菜・果物などを積極的に購入します。 ○遊休農地の有効利用を考え、市や事業者へ提案します。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○小売店は、地元農産物の販売に協力します。 ○環境負荷の少ない環境保全型農業を進めます。 ○遊休農地の有効利用について考えます。
◇市◇
<ul style="list-style-type: none"> ○安全で安心な地元農産物の地産・地消を促進します。 ○環境負荷の少ない環境保全型農業を支援します。 ○ちばエコ農産物の生産や香取独自の「香取エコ農産物」の生産などを検討します。 ○遊休農地の再生・活用を促進します。

基本目標Ⅱ きれいな水、空気、大地 安心して暮らせる環境づくり

基本方針 4 : きれいな空気を守る

4-1 大気環境の保全

4-2 悪臭の発生防止

本市全体の大気環境として、以前は周辺の工業地帯などから排出される大気汚染物質の影響を受けていましたが、現在、市内の大気の状態は改善されてきており、市民アンケートでも、大気環境については満足しているという結果が出ています。

一方、局地的な大気状況については、自動車交通量の増大に伴う排気ガスによる大気汚染が懸念されています。また、屋外焼却の“煙”による悪臭苦情が継続して高い割合を占めています。

これからも、健康で快適に安心して暮らすため、良好な大気環境を守っていく必要があります。

こうした状況を受けて、工場や自動車交通等の大気汚染の発生源への監視・指導を継続することに加え、屋外でのごみの焼却による局地的な悪臭の発生防止のための監視・指導も行っていきます。

◇環境指標等◇

環境指標の項目	H19 年度現在値	目標値等
○一般環境二酸化窒素濃度環境基準達成率	100%	現状を維持
○一般環境浮遊粒子状物質濃度環境基準達成率	50%	100%
○屋外焼却等の指導件数	38 件	削減を目指す

◇◇具体的な取り組み◇◇

4-1 大気環境の保全

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○自動車を運転する際は、エコドライブに心がけます。 ○外出時には、自転車や公共交通機関を利用し、自動車の使用を控えます。 ○ハイブリッド車・電気自動車などの低燃費車・低公害車の購入・使用に心がけます。 ○屋外照明や外灯などの照明設備は、過度な照明にならないようにします。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○法律や条例に基づく届け出を行い、大気汚染物質の排出基準を遵守します。 ○自動車を運転する際は、エコドライブに心がけます。 ○ハイブリッド車・電気自動車などの低燃費車・低公害車の購入・使用に心がけます。 ○店舗や屋外広告物などは、過度な照明にならないようにします。
◇ 市 ◇
<ul style="list-style-type: none"> ○工場や事業場などからの排出ガス抑制に関する普及啓発や指導を行います。 ○大気環境の測定、監視を計画的に実施します。 ○アイドリングストップなど、エコドライブの普及啓発を行います。 ○公共交通機関の利用を促進します。 ○ハイブリッド車・電気自動車などの低燃費車・低公害車の導入を率先して行います。 ○公共施設の屋外照明や街路灯などは周辺環境を踏まえたうえで適切に設置します。

4-2 悪臭の発生防止

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○悪臭に関する法規制、環境への影響に理解を深めます。 ○悪臭発生の監視と防止対策に協力します。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○悪臭に関する規制基準を遵守します。 ○事業活動に伴い発生する悪臭については、周辺地域に影響を及ぼさないよう努めます。 ○農業廃棄物の屋外焼却は行わず、再資源化します。
◇ 市 ◇
<ul style="list-style-type: none"> ○市民・事業者へ身近な悪臭に関する意識啓発を行います。 ○悪臭防止法に基づき、悪臭防止のための監視・指導を行います。 ○屋外焼却行為や廃棄物不法投棄のパトロールを強化します。

基本目標Ⅱ きれいな水、空気、大地 安心して暮らせる環境づくり

基本方針 5 : 安全で豊かな水を守る

5-1 河川・水路の水質汚濁防止対策の推進

5-2 工場・事業所の排水対策の推進

5-3 生活排水対策の推進

市内には、利根川をはじめ多くの河川があります。本市を流れている河川の水質は、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及などで、徐々に改善されつつありますが、河川の水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）を見ると、環境基準を達成していない河川も見受けられます。河川の水質汚濁の主な原因としては、工場・事業所からの排水のほか、生活排水があげられます。

市民アンケートの結果からも、身近な河川などの水質に関して、高い改善要望があがっています。これからも、水質改善に向けた取り組みを進めていくと同時に、市民一人ひとりが日常生活の中で水を汚さないよう、環境に配慮する行動をとることが必要です。

そのため、河川や水路の水質汚濁防止対策や、工場・事業所からの排水対策及び生活排水対策など、各種の取り組みを継続して進めていきます。

◇環境指標等◇

環境指標の項目	H19 年度現在値	目標値等
○生物化学的酸素要求量 (BOD) の環境基準達成率	46%	60%
○生活排水処理率	51.9%	高める

◇◇具体的な取り組み◇◇

5-1 河川・水路の水質汚濁防止対策の推進

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○河川や水路などの美化活動に参加・協力します。 ○市と連携して、公共用水域などの水質汚濁の監視・防止に協力します。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○河川や水路などの美化活動に参加・協力します。 ○市と連携して、公共用水域などの水質汚濁の監視・防止に協力します。
◇市◇
<ul style="list-style-type: none"> ○市内河川の水質検査を定期的に行います。 ○河川や水路などの美化活動を市民、事業者と連携・協働して行います。 ○国・県や周辺市町村と連携して、公共用水域などの水質汚濁の監視・防止対策を進めます。

5-2 工場・事業所の排水対策の推進

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○工場や事業所などからの排水状況に、日頃から関心を持ちます。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○法律や条例に基づく届け出を行い、排水基準を遵守します。 ○事業活動に伴う排水検査結果を公表します。 ○有害化学物質などは適正に管理・使用・処理します。
◇市◇
<ul style="list-style-type: none"> ○工場や事業所などからの排水に対する立入検査や指導を行います。 ○工場や事業所からの有害化学物質などによる汚染の監視・指導を行います。

5-3 生活排水対策の推進

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○生活排水による河川・水路・湖沼への影響について理解を深め、川を汚さないようにします。 ○下水道整備区域では、下水道へ接続します。 ○下水道及び農業集落排水整備計画区域外では、単独処理浄化槽及びくみ取りから合併処理浄化槽への転換に努めます。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○下水道整備区域では、下水道へ接続し、必要に応じて除去施設を設置します。 ○下水道及び農業集落排水整備計画区域外では、単独処理浄化槽及びくみ取りから合併処理浄化槽への転換に努めます。
◇市◇
<ul style="list-style-type: none"> ○生活排水が環境へ及ぼす影響について情報提供や普及啓発を行います。 ○下水道整備区域では、下水道への接続を促進します。 ○下水道及び農業集落排水整備計画区域外では、市民が行う合併処理浄化槽の設置を支援し、合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

基本目標Ⅱ きれいな水、空気、大地 安心して暮らせる環境づくり

基本方針 6 : 健全な土壌を維持する

6-1 土壌汚染防止対策の推進

6-2 地下水汚染防止対策の推進

土壌は、生態系や水環境を保全する基盤となるものであることから、健全な土壌環境を維持していくことが求められます。

本市では、「香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（通称・残土条例）が施行されており、本条例に基づき、市内における土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、生活環境の保全を図っています。

一方、良好で豊富な地下水に恵まれた本市では、昔から飲料水、生活用水、農業用水などに利用されていますが、一部の地域の地下水から基準を超える硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されるほか、一部の事業所周辺から基準を超えるトリクロロエチレンが検出される事例が確認されています。現在、その対策として、地下水の継続的な監視、事業者への指導、汚染確認地域での汚染機構解明調査や除去対策などが行われています。

これからも、土砂等による埋立てに伴う事業の適正な実施を指導するとともに、土壌汚染や地下水汚染を防止する対策を強化していきます。

◇環境指標等◇

環境指標の項目	H19 年度現在値	目標値等
○地下水調査環境基準達成率	88%	100%を目指す

◇◇具体的な取り組み◇◇

6-1 土壌汚染防止対策の推進

◇市 民◇
○土地所有者としての責任を認識し、安易な土地の提供は行いません。
◇事業者◇
○土砂等の埋立て事業を実施する際は、条例などを遵守し、環境負荷を軽減します。 ○有害化学物質などは適正に管理・使用・処理し、土壌の汚染防止に心がけます。
◇市◇
○土砂等の埋立て事業の適正実施を徹底指導し、監視体制を強化します。 ○有害化学物質などの適正使用について意識啓発を行います。

6-2 地下水汚染防止対策の推進

◇市 民◇
○地下水を適正に利用し、維持管理をします。 ○地下水や湧水の環境に果たす役割について理解を深めます。
◇事業者◇
○地下水を適正に利用し、維持管理をします。 ○有害化学物質などは適正に管理・使用・処理し、漏洩時の体制を整備します。 ○肥料や家畜排せつ物などは適正に管理・使用・処理し、地下水の汚染防止に心がけます。
◇市◇
○地下水の適切な利用と維持管理について、指導・啓発を行います。 ○工場や事業所からの有害化学物質などによる汚染の監視・指導を行います。 ○肥料などの適正使用や家畜排せつ物の適正処理を推進します。

基本目標Ⅱ きれいな水、空気、大地 安心して暮らせる環境づくり

基本方針 7 : 静かで住みよいまちを守る

7-1 工場・事業所の騒音・振動防止対策の推進

7-2 道路交通騒音・振動対策の推進

7-3 近隣生活騒音対策の推進

騒音・振動などは、人間の感覚を刺激して影響を与えるため、感覚公害と呼ばれており、その発生源は工場・事業所はもとより、建設作業場、様々な交通機関、一般の家庭など多種多様です。

本市には国道51号と国道356号が幹線道路として整備されており、交通量も多く、夜間でもトラックやダンプカーなどの物流関係の車両が断続的に走行しています。そのため、深夜でも高い騒音レベルを示しております。

また、商店や飲食店、隣近所の家から発生する近隣生活騒音に対する苦情も寄せられています。

今後とも、工場や事業所への監視・指導を強化するとともに、道路交通騒音・振動の継続的な測定を実施します。また、ペットの鳴き声などの近隣生活騒音についても市民に対する指導・啓発を行っていきます。

◇環境指標等◇

環境指標の項目	H19年度現在値	目標値等
○騒音・振動の苦情対応件数	6件	削減を目指す
○自動車交通騒音の測定箇所数	1箇所	4箇所

◇◇具体的な取り組み◇◇

7-1 工場・事業所の騒音振動対策の推進

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○工場や事業所からの騒音や振動について、日頃から関心を持ちます。 ○騒音・振動の調査や原因究明に協力します。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動から発生する騒音や振動は、規制基準を遵守します。 ○建設工事では、低騒音・低振動型の機械の使用や遮音壁などの防音施設を設置します。 ○騒音・振動の調査や原因究明に協力します。
◇市◇
<ul style="list-style-type: none"> ○工場や事業所などからの騒音や振動の調査や事業所への立入検査を実施します。 ○騒音規制法や振動規制法に基づき、指定地域内における工場や事業者の監視・指導を強化します。 ○公共工事では騒音・振動による周辺環境への影響を低減するよう配慮します。 ○飲食店などの深夜営業、拡声器の使用による騒音防止を指導します。

7-2 道路交通騒音・振動対策の推進

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○市が実施する騒音・振動調査に協力します。 ○エコドライブを積極的に実施します。 ○車両を適正に整備します。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○市が実施する騒音・振動調査に協力します。 ○積載量や走行速度に関する規制を遵守します。 ○エコドライブを積極的に実施します。 ○車両を適正に整備します。
◇市◇
<ul style="list-style-type: none"> ○騒音、振動などの監視測定を計画的に実施し、測定地点の増加を検討します。 ○エコドライブなど、環境にやさしい運転の普及啓発を行います。 ○道路の適正な維持管理をします。 ○市街地への車両の進入を抑制する方法を検討します。

7-3 近隣生活騒音対策の推進

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○近隣に迷惑な騒音が発生しないようにします。 ○車の急発進や急加速、夜間のエンジン音などの騒音に配慮します。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○法令や条例を遵守し、近隣に迷惑な騒音が発生しないようにします。 ○車の急発進や急加速、夜間のエンジン音などの騒音に配慮します。
◇市◇
<ul style="list-style-type: none"> ○近隣生活騒音防止について指導・啓発を行います。 ○航空機騒音等について、関係機関と協議し、改善に努めます。

基本目標Ⅲ 歴史と伝統文化を受け継ぐこころ落ち着くまちづくり

基本方針 8 : 歴史的・文化的景観を守る

8-1 良好な自然・歴史的・文化的景観の保全

8-2 歴史的・文化的景観資源の保存と伝承

本市には、平成20年2月現在、国や県、市合わせて184件の指定文化財があり、県内自治体として第3位、国、県指定の文化財に限れば第1位の指定数となっています。

下総国の一宮である香取神宮や、小野川沿いの町並み、国指定天然記念物の府馬の大クスなど、数多くの歴史的・文化的景観資源が点在しており、それらを通して、恵み豊かな自然の中で営まれた私たちの先人の生活を伺い知ることは、市民の郷土意識を高め、より良い環境を次世代へと託していくことにもつながります。

今後は、地域の歴史的・文化的景観を保全するだけでなく、市民意識の高揚と、これらを取り巻く自然環境も含めて保存・伝承を行っていきます。

■◇具体的な取り組み◇◇

8-1 良好な自然・歴史的・文化的景観の保全

◇市 民◇
○地域の自然景観や歴史的景観の保全に協力します。
◇事業者◇
○開発行為を実施する際は、地域の自然景観や歴史的景観の保全に配慮します。 ○地域の自然景観や歴史的・文化的景観の保全に協力します。
◇ 市 ◇
○地域の自然景観や歴史的景観を適切に保全します。 ○水郷筑波国定公園や県立大利根自然公園、風致地区などの美しい自然環境を保全します。

8-2 歴史的・文化的景観資源の保存と伝承

◇市 民◇
○歴史的・文化的景観への理解を深め、その保存と伝承活動に協力します。 ○地域の巨樹、巨木の調査に参加・協力します。
◇事業者◇
○土地利用や事業の実施にあたっては、文化財などの保護に配慮します。 ○地域の巨樹、巨木の調査に参加・協力します。
◇ 市 ◇
○地域の歴史的・文化的景観資源の保護に関する意識啓発を行います。 ○文化財の保存や修理に努めます。 ○文化財の調査研究を実施します。 ○地域の巨樹、巨木の調査を行います。

基本目標Ⅲ 歴史と伝統文化を受け継ぐこころ落ち着くまちづくり

基本方針 9 : 魅力ある都市景観を創る

9-1 自然と調和した良好な都市景観の創出

9-2 魅力ある都市景観の創出

9-3 安全な歩行空間の確保・整備

本市の美しい景観は、水と緑などの自然的要素と、歴史的・文化的な施設、町並みなどの構造物とが一体となって創りだされています。

市街地では歴史的な町並み景観、農村地域では歴史と文化が息づく集落景観、緑豊かな田園景観、四季が感じられる豊かな自然景観など、多様な景観で形成されており、それらは、地域の自然的風土や歴史・文化的風土を形成し、自然と調和した良好な都市景観の創出に重要な役割を果たしてきました。

このように多様な景観を有する美しいまちを維持していくために、衛生、安全、美観などの観点から、市民、事業者、市が一体となって自然と調和した魅力的で、良好な都市景観づくりに取り組んでいくことが求められます。

これからも、市は、市民、事業者へ都市景観や美観などについての意識啓発や美化活動に対する支援などを行うとともに、市民は生け垣などによる敷地内緑化、事業者は周辺景観との調和に配慮した施設整備や屋外広告の設置など、魅力ある都市景観の創出に協力していきます。

また、交通環境においても、歩行者にとって安全で安心な歩行空間の整備や子供や高齢者に対する交通安全について、意識啓発を行っていきます。

◇◇具体的な取り組み◇◇

9-1 自然と調和した良好な都市景観の創出

◇市 民◇
○家屋の新築、改築などを実施する際は、周辺の自然や都市景観に配慮します。
◇事業者◇
○開発行為を実施する際は、周辺の自然や都市景観に配慮します。
◇市◇
○無秩序な開発を防止するため、必要な指導を行います。 ○市が事業を実施する際は、周辺の自然や都市景観に配慮します。

9-2 魅力ある都市景観の創出

◇市 民◇
○生け垣などで敷地内を緑化し、魅力ある都市景観の創出に協力します。 ○公共の場所の清掃や美化活動に参加・協力します。 ○各家庭で植栽する植物や木などが道路や隣地に影響が出ないように、適切に管理します。
◇事業者◇
○敷地周辺を緑化し、魅力ある都市景観の創出に協力します。 ○施設整備や屋外広告物の設置に際しては、周辺景観との調和に配慮します。 ○公共の場所の清掃や美化活動に参加・協力します。 ○来訪者がもう一度訪ねたくなるような魅力的なまちにします。
◇市◇
○市民にとっても来訪者にとっても、魅力ある都市景観を創出します。 ○市民・事業者へ都市の緑や景観、美観などについて、意識啓発を行います。 ○市民・事業者が行う公共の場所の清掃や美化活動を支援します。 ○各家庭で植栽する植物や木などが道路や隣地に影響が出ないように意識啓発を行います。

9-3 安全な歩行空間の確保・整備

◇市 民◇
○自転車やオートバイ、自動車を駐輪・駐車する際は歩行者の妨げにならないよう注意します。 ○歩道の並木や街路樹の管理、落ち葉などの清掃活動に参加・協力します。
◇事業者◇
○多くの人々が利用する施設をデザインする際は、全ての人々が安全に利用できるよう配慮します。 ○店先での製品や商品の陳列は、歩行者の妨げにならないよう注意します
◇市◇
○歩行者にとって、安全で安心な歩行空間の整備を行います。 ○子供や高齢者の交通安全について、意識啓発を行います。

基本目標Ⅲ 歴史と伝統文化を受け継ぐこころ落ち着くまちづくり

基本方針 10：環境を観光資源として有効利用する

10-1 観光資源の整備・保存

10-2 体験型観光資源の開発と整備

市内では、小野川周辺の町並みが重要伝統的建造物群保存地区に、佐原の山車行事が国の重要無形民俗文化財にそれぞれ指定されています。観光客アンケートでは、本市の環境の魅力として、空気のきれいさ、緑の多さ、静かさなどについて満足度が高く、本市の良好な環境が観光資源として注目されています。

現在、市民が中心となって行うまちづくり活動そのものを観光資源とする「まちづくり型観光」が、多くの歴史的文化財を活用して展開されています。

また、市内各地の観光資源となる地域環境の洗い出しを行い、それを活用した地域ブランドの創出や商品化、市場開拓など、観光資源の発掘と地域の環境特性を活かした観光地づくりも行われています。

こうした取り組みにより、県内でも有数の観光地として認知され、本市を訪れる観光客は増加傾向になっていますが、観光客のほとんどが日帰り客であり、滞在時間を多くしていく取り組みが求められています。

このような状況を踏まえ、地域の観光資源の発掘とその活用や、情報発信の体制づくり、観光資源のネットワーク化への取り組みを進めるとともに、エコツーリズム・グリーンツーリズムの振興なども図っていきます。

◇◇具体的な取り組み◇◇

10-1 観光資源の整備・保存

◇市 民◇
<p>○地域の環境特性を活用し、地域ブランドの創出・商品化・市場開拓など、観光資源の発掘と活用に協力します。</p> <p>○観光情報の共有を促進し、地域住民自らが情報発信できる体制づくりに協力します。</p> <p>○市全域、近隣自治体との観光資源のネットワーク化に協力します。</p>
◇事業者◇
<p>○地域の環境特性を活用し、地域ブランドの創出・商品化・市場開拓など、観光資源の発掘と活用に協力します。</p> <p>○観光情報の共有を促進し、地域住民自らが情報発信できる体制づくりに協力します。</p> <p>○市全域、近隣自治体との観光資源のネットワーク化に協力します。</p>
◇ 市 ◇
<p>○地域の環境特性を活用し、地域ブランドの創出・商品化・市場開拓など、観光資源の発掘と活用を推進します。</p> <p>○観光情報の共有を促進し、地域住民自らが情報発信できる体制を目指します。</p> <p>○市全域、近隣自治体との観光資源のネットワーク化を進め、連携による観光ルートの開発・商品化を推進します。</p>

10-2 体験型観光資源の開発と整備

◇市 民◇
<p>○エコツーリズム・グリーンツーリズムを進めるための拠点づくりに協力します。</p>
◇事業者◇
<p>○エコツーリズム・グリーンツーリズムを進めるための拠点づくりに協力します。</p>
◇ 市 ◇
<p>○エコツーリズム・グリーンツーリズムを進めるための拠点づくりを行います。</p>

基本目標Ⅳ できることから少しずつ一歩一歩取り組む環境づくり

基本方針 11：ごみのない清潔なまちを創る

11-1 ごみの発生抑制

11-2 再利用・資源化の推進

11-3 不法投棄の防止

これまで私たちは、大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済社会において、生活の豊かさを追求してきました。

平成13年(2001年)には、廃棄物の発生抑制、資源の循環利用及び適正処理等により、環境への負荷が少ない社会の形成を目指した「循環型社会形成推進基本法」が施行となり、それに合わせて、「容器包装リサイクル法」などの関連法が制定され、再利用や資源の有効利用に向けてさらなる積極的な取り組みが必要となっています。

本市では、ごみ処理に関して、市民、事業者とも関心が高く、すでに具体的な行動も実践されています。市としてもごみの排出抑制を図りながら再資源化を進める資源循環型社会の構築に取り組んでいますが、現在、ごみ処理の方法や体制などの円滑な統一が課題となっています。

一方、ごみ問題に対する市民の意識が高まるなか、依然としてごみの排出ルールが守られていない集積所、道路などへのポイ捨て、不法投棄などが見受けられます。

これからは、環境への負荷を最小にとどめ、日常の生活様式そのものを環境に配慮したものに転換していくことが必要です。

そのため、ごみの発生を抑制し、再利用・資源化に向けて積極的に取り組んでいくとともに、ごみの不適正処理に対する対策も強化していきます。

◇環境指標等◇

環境指標の項目	H19年度現在値	目標値等
○ごみの排出量 ・(市民1人1日当たり排出量)	1,137g/人・日	1,000g/人・日
○ごみのリサイクル率	14.8%	18.0%
○資源物回収団体の登録数	45団体	増加を目指す
○ごみの不法投棄指導件数	29件	削減を目指す

◇◇具体的な取り組み◇◇

11-1 ごみの発生抑制

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別は決められたルールに従い徹底します。 ○過剰包装は断り、買い物にはマイバッグを持参します。 ○使い捨て製品の購入を控え、モノはできるかぎり長く使用します。 ○生ごみの堆肥化に努めます。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○梱包、包装の簡素化を進め、マイバッグの普及に協力します。 ○事業活動により発生する廃棄物の実態を把握し、発生を抑制します。 ○生ごみの堆肥化に努めます。
◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの処理方法や体制などの行政サービスの円滑な統一を検討します。 ○ごみの分別・収集方法を周知徹底します。 ○ごみ集積所などの設置場所や管理方法などについて適切にアドバイスします。 ○「もったいない」運動やマイバック・マイ箸運動の普及を進めます。 ○生ごみ処理機などの設置費や資源物回収団体の活動費に対する助成をします。

11-2 再利用・資源化の推進

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別を徹底し、再資源化を進めます。 ○再利用・資源化に関する情報などを積極的に利用します。 ○リサイクル製品を積極的に購入します。 ○資源物の集団回収やフリーマーケット、バザーなどの地域の資源リサイクル活動に参加・協力します。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの分別を徹底し、再資源化を進めます。 ○再利用・資源化に関する情報などを積極的に利用します。 ○リサイクル関連法に従い、リサイクル製品を回収、再資源化します。 ○建設廃材のリサイクルを徹底します。
◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○ごみの3R（発生抑制、再使用、再生使用）意識の普及啓発を行います。 ○資源物収集体制を整備し、周知徹底します。 ○各種リサイクル法に基づいた資源リサイクルの指導・啓発を行います。 ○再利用・資源化された製品を購入します。

11-3 不法投棄の防止

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○地域ぐるみで不法投棄を監視し、発見した場合、市や関係機関へ通報します。 ○適正処理困難物は、販売店や処理施設を利用します。 ○土地所有者として所有地を適切に管理し、不法投棄されない環境をつくります。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄を発見した場合、市や関係機関へ通報します。 ○産業廃棄物は、廃棄物処理法に基づき、責任を持って適正に処理します。 ○所有している土地や事業所周辺は適切に管理します。
◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○不法投棄監視パトロールを強化し、通報などの連絡体制を充実させます。 ○不法投棄防止看板の配布・提供をします。 ○土地所有者へ情報提供や意識啓発を行います。 ○香取市環境美化条例の周知徹底を図ります。

基本目標Ⅳ できることから少しずつ一歩一歩取り組む環境づくり

基本方針 12：地球温暖化対策を推進する

- 12-1 地球環境に配慮した行動の実践
- 12-2 省エネルギー対策の推進
- 12-3 新エネルギーの積極的利用

近年、地球温暖化をはじめとした、地球規模の環境問題が顕在化しており、そのほとんどが、私たち、人間の社会経済活動に起因しています。

世界的な気候変動に対する議論のなかで、国は、「京都議定書」で定められた目標として「温室効果ガスの排出量を2008年から2012年までの期間中、1990年の排出量より6%削減する」ことを約束しました。

本市では、市の事務・事業を対象とした「香取市地球温暖化対策実行計画」を策定するなど、地球温暖化防止への取り組みを実践しています。今後は、こうした取り組みが、全市的に広がっていくことが求められます。

また、地球温暖化を防止するためには、電力の他、ガスやガソリンなどの化石燃料の使用量を、単純に減らすのではなく、より効率的に使用することで達成するものです。

こうした状況を踏まえて、地球環境への負荷の少ない生活様式や事業活動に変えていく行動や、エネルギー効率の高いヒートポンプ製品の普及促進による省エネルギー対策、バイオマスなどの化石燃料に代わる新エネルギーの積極的利用など、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出を抑制する取り組みを進めていきます。

◇環境指標等◇

環境指標の項目	H19 年度現在値	目標値等
○エコアクション 21 登録事業所数	2 事業所	6 事業所
○環境家計簿の配布数	未配布	全世帯を対象
○公用車中の低燃費・低公害車保有台数	2 台	4 台

◇◇具体的な取り組み◇◇

12-1 地球環境に配慮した行動の実践

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○環境家計簿などを活用し、日常生活における温室効果ガスの発生を抑制します。 ○地球環境問題への認識を深め、できる事を一つ一つ実践します。 ○地球環境問題について、みんなで話し合います。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○事業活動における温室効果ガスの発生を抑制します。 ○従業員の社内研修などを通じて、地球環境問題への認識を深め、できる事を一つ一つ実践します。 ○環境マネジメントシステムの導入を検討します。
◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○香取市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガスの排出発生を抑制します。 ○職員の庁内研修などを通じて、地球環境問題への認識を深め、できる事を一つ一つ実践します。 ○地球環境問題に関する情報提供や市民への意識啓発を行います。 ○環境マネジメントシステムの導入を支援します。

12-2 省エネルギー対策の推進

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○買い替えをするときは、省エネルギー型家電製品を購入します。 ○環境家計簿をつけ、電気、ガス、ガソリンなどの使用を節減します。 ○ハイブリッド車・電気自動車などの低燃費・低公害車に買い替えを心がけます。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○買い替えをするときは、省エネルギー型の設備や事務機器を購入します。 ○電気、ガス、ガソリンなどの使用を節減します。 ○部品の調達、製造、物流、使用、廃棄のあらゆる段階で環境負荷を低減する活動を行います。 ○営業車をハイブリッド車・電気自動車などの低燃費・低公害車に買い替えを心がけます。
◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設での省エネルギー対策を推進します。 ○省エネルギーや省エネルギー機器に関する情報提供を行います。 ○公用車をハイブリッド車・電気自動車などの低燃費・低公害車に買い替えを進めます。 ○環境家計簿を各世帯に配布します。

12-3 新エネルギーの積極的利用

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○新エネルギーに関する情報を収集し、その利用の可能性を検討します ○バイオマスタウン構想に協力します。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○新エネルギーに関する情報を収集し、その利用の可能性を検討します。 ○バイオマスタウン構想に協力します。
◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○新エネルギーに関する情報提供と意識啓発を進めます。 ○公共施設への新エネルギーの導入に努めます。 ○バイオマスタウン構想を策定し、バイオマス利用を進めます。

基本目標Ⅴ 一人ひとりが主役 協働するネットワークづくり

基本方針 13：環境について学び
情報発信する体制を強化する

13-1 環境教育・環境学習の推進

13-2 環境情報の共有とネットワークづくり

将来にわたる環境への負荷を抑えた生活様式の確立を図るためには、環境教育・環境学習などによる環境保全意識の定着が重要であり、市民レベルでの具体的な取り組みを進めていくことが必要です。

市民アンケートでも、環境教育や環境学習の開催状況や環境に関する情報の発信を希望しているという結果が出ています。

また、環境保全の取り組みを促進するためには、市民、事業者、市それぞれが環境に関する有益な情報を共有化し、それをさまざまな媒体を通じて相互に交換することは環境保全活動にとって必要なものです。

今後は、環境に関するイベントの開催や環境学習を推進するとともに、市民や県、民間団体が開催する講演会やイベント開催の支援をします。また、市民、事業者、市それぞれが集めた情報を収集・整理し、ホームページや広報紙などを通じて公開するなど、環境情報について共有できるネットワークづくりを推進していきます。

◇環境指標等◇

環境指標の項目	H19年度現在値	目標値等
○こどもエコクラブの登録団体数	1 団体	3 団体
○小中学生への環境教室実施校数	27 校	現状を維持
○学校ビオトープ設置数（池等を含む）	8 校	現状を維持
○環境に関する市民講座・イベント実施回数	3 回	年 3 回以上

◇◇具体的な取り組み◇◇

13-1 環境教育・環境学習の推進

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○市や県、民間団体などが開催する環境に関する講演会やイベントなどに参加します。 ○自ら有する知識や技能などを活かし、環境学習の機会づくりに協力します。 ○市や県、民間団体が実施する環境調査などに参加し、地域環境に対する知識や理解を深めます。 ○こどもエコクラブに子供たちと一緒に参加し、環境に関する知識を深めます。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○市や県、民間団体が開催する環境に関する講演会やイベントなどに協力します。 ○環境に関する社員教育を実践します。 ○環境保全に関する取り組みをPRします。 ○職場に環境保全の担当者を設置します。
◇市◇
<ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する講演会やイベントの開催、広報による情報提供、職員による出前講座などを進めます。 ○市民や県、民間団体が開催する環境に関する講演会やイベントなどを支援します。 ○教育機関での環境に関する学習内容を充実します。 ○こどもエコクラブの設立・運営を支援します。

13-2 環境情報の共有とネットワークづくり

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○環境に関する情報を交換し、共有していきます。 ○市民の中の自発的なメンバーが環境情報のネットワークづくりに取り組みます。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○事業者間の環境保全への取り組みに関する情報を交換し、共有していきます。 ○環境情報のネットワークづくりに協力します。
◇市◇
<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全への取り組みに関する情報を収集、整理し、ホームページなどで情報を公開します。 ○環境情報のネットワークづくりを支援します。

基本目標Ⅴ 一人ひとりが主役 協働するネットワークづくり

基本方針 14 : 市民・事業者・市
協働による環境保全を推進する

14-1 市民協働による環境保全活動の推進

14-2 環境保全活動の場と人づくり

今日の環境問題は、地域から地球規模のものまで広範化、多様化しており、これらの問題を解決していくためには、特定の自治体の取り組みだけでなく、国や県、近隣自治体、市民、事業者等が連携・協働しながら、取り組みを進めていくことが必要です。

最近では、NPOや市民団体、事業者等の環境に対する取り組みが全国的に活発になっています。こうした団体との協働は、環境施策を進める上で必要不可欠であり、また、極めて効果の大きいものであることが報告されています。

本市でも、環境問題に取り組む市民や市民団体が増えてきており、それぞれが活動してきています。

これからは、より良い環境づくりのために、様々な団体が連携・協働しながら環境保全に向けた取り組みを実践していくことが求められています。

今後は、市民協働による環境保全活動を推進するとともに、環境教育・環境学習の展開から一歩踏み込んで、地域における環境保全活動を実践できるような指導者の育成や、地域の環境保全活動の拠点づくり、組織づくりなどを進めていきます。

◇環境指標等◇

環境指標の項目	H19年度現在値	目標値等
○環境保全団体件数	16団体	20団体
○協働による環境保全活動数	0回/年	2回/年以上

◇◇具体的な取り組み◇◇

14-1 市民協働による環境保全活動の推進

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全に関する活動やイベントに参加・協力します。 ○みんなで協力しあえる環境保全活動を考え、実践します。 ○市や事業者とも相談し、環境保全活動に協力します。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全に関する活動やイベントに参加・協力します。 ○職場のみんなが協力しあえる環境保全活動などを企画し、実践します。 ○事業者間や関係機関と連携し、環境保全活動などに協力します。
◇市◇
<ul style="list-style-type: none"> ○「ゴミゼロ運動」など地域での環境保全に関する活動を継続的に実施します。 ○環境保全に関する活動やイベントを支援します。 ○環境保全活動を実践する市民・事業者などを表彰する制度を創設します。

14-2 環境保全活動の場と人づくり

◇市 民◇
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の環境保全活動の拠点づくりや、組織づくりを提案し、参加・協力します。 ○他地域と協力して、効果的な環境保全活動を実施します。 ○研修会に参加し、その知識を生かし地域の環境保全活動を広げていきます。
◇事業者◇
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の環境保全活動の拠点づくりや、組織づくりに参加・協力します。 ○地域の環境保全に関する指導者として、実践的な指導を行える人材の育成に協力します。 ○社内研究会などの環境教育を進めます。
◇市◇
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の環境保全活動の拠点づくりや、組織づくりを進めます。 ○地域の環境保全の実践的な指導者を育成します。 ○地域の環境に詳しい市民・団体の情報を集めます。 ○職員の環境教育を進めます。

調整用ページです。写真やコラムなどを掲載する予定です。

第8章 地域別環境づくりの方向性

1. 環境の地域区分

本市は、市民生活の主要な施設が集積する市街地地域や、水と緑の豊かな環境が広がる田園地域、多様な公益的機能を持つ森林地域など、さまざまな環境特性を持つ地域によって構成されています。

「香取市総合計画」では、地域整備の推進にあたり、市域をその特性により「経済・文化交流都市ゾーン」、「ふるさと交流・定住ゾーン」、「水と緑の環境保全・活用ゾーン」の3つに区分し、それぞれの特性に沿った地域整備を展開しています。

本計画では地域の環境づくりの方向性について、総合計画の地域整備別ゾーンを踏まえ、環境特性ゾーンとして「市街地・産業ゾーン」、「田園・農地ゾーン」、「水辺・森林ゾーン」の3つに区分し、その概要と環境上の課題及び環境づくりのための方向性を示します。

地域区分については、合併前旧行政区域に基づき、「佐原区」、「小見川区」、「山田区」及び「栗源区」の4つに区分し、区域ごとにその概要と将来残したい自然（環境）、改善すべき環境上の課題及び環境づくりの方向性を示します。

なお、ゾーン区分及び地区別の環境づくりにおいて共通する課題や環境づくりの方向性については、市全域の問題として捉え、「第7章 環境施策と行動計画」の具体的な取り組みの中で示しているため、ここでは、それぞれのゾーンあるいはそれぞれの地区に関する内容について整理しました。

◇◇ゾーン区分の考え方◇◇

ゾーン名	概要	該当地域
市街地・産業ゾーン	本市の商工業、学術・文化等の主要機能が集積している地域を「市街地・産業ゾーン」とします。	・佐原区、小見川区、山田区、栗源区の市街地（住宅、団地及び産業施設の密集地域を含む）
田園・農地ゾーン	広大な農地が広がる田園風景と調和した居住環境が共生している地域を「田園・農地ゾーン」とします。	・「市街地・産業ゾーン」を除く全地域
水辺・森林ゾーン	美しい水郷の広がりや、北総台地の森林など、貴重な水と豊かな緑が共生している地域を「水辺・森林ゾーン」とします。	「田園・農地ゾーン」の中で以下に該当する区域 ・利根川、黒部川など、市内を流れる河川、水辺地帯及び与田浦周辺 ・主に市南部に広がる丘陵地帯

2. ゾーン区分ごとの環境づくりの方向性

【市街地・産業ゾーン】

① 概要

市街地・産業ゾーンは、市民が安心して快適に暮らせ、本市の産業、学術・文化等の主要機能が集積し、都市基盤整備や防災施設、生活関連施設の充実を図るとともに、市民満足度の高い良好な住環境や産業を創出する地域です。

このゾーンは、佐原、小見川、山田及び栗源の4区の市街地、及び住宅、団地などが密集した市民生活の中心的地域となっており、北総地域の中核都市としての環境整備が進められています。また、このゾーンの中には小見川工業団地や、栗源区大関地区の大規模な事業所集積地など、本市の製造業・物流業の拠点となるエリアも含まれており、市街地同様に環境に配慮した整備が必要です。

② 環境上の課題

- 身近な公園や緑地の不足
- 歩行者に安全な道路環境の整備
- 車道と歩道の整備
- 工場や事業所等に起因する環境問題

③ 環境づくりの方向性

- 安全で安心な歩行者のための道路づくりをします。
- 美観を損ねる看板や広告塔の設置は控え、良好な都市景観に配慮します。
- 工場や事業所等に対する指導や意識啓発をします。

【田園・農地ゾーン】

① 概要

田園・農地ゾーンは、広大な農地を保全し、美しい農村風景と快適な生活環境が共生する特徴を活かすとともに、里山などの自然環境を保全する地域です。

このゾーンには、里山を中心に良好な生態系が残されており、身近に自然とふれあえる生活空間があります。また、良好な水質の目安となるホタルやメダカなどの生物が生息し、美しい農村風景と調和する豊かな自然環境が広がっています。

今後は、生活基盤としての農地整備の充実はもとより、自然と共生する快適な居住環境を活用した都市との交流や都市住民の受け入れなど、新たな方向性も推進していく地域です。

② 環境上の課題

- 里山などの保全
- 農薬や肥料、除草剤等による水質汚染防止
- 耕作放棄により荒廃した農地
- 休耕田の増加による景観阻害
- 畑地におけるマルチフィルムなどの屋外焼却
- 山砂の過剰採取の防止
- 有害鳥獣の被害対策

③ 環境づくりの方向性

- 森林や里山などの豊かな自然を活用したグリーンツーリズム事業を推進します。
- 田園・農地・里山などを自然環境の学習・体験拠点として有効活用します。
- 多面的な機能を持つ農地を保全し、遊休農地は有効利用します。
- 農業体験を通じて農業に理解を得るため、市民農園の利活用を促進します。
- 屋外焼却を防止する対策を強化します。
- 山砂採取の適正管理により、濁水の流出を防止します。
- 有害鳥獣による農作物や生活環境への被害の防止対策を強化します。

【水辺・森林ゾーン】

① 概要

水辺・森林ゾーンは、美しい水郷景観が広がる利根川流域や市南部に広がる丘陵地などがあり、水と緑が織りなす環境が、市民の憩いの場や観光資源として活用が期待されている地域です。

このゾーンには、利根川や黒部川などの河川や与田浦などの良好な水辺地帯があり、特に利根川の河川敷のヨシ原には、市の鳥であるヨシキリの他、オオセッカやコジュリンなどの貴重な野鳥が生息しています。

また、市の南部には、森林地帯を中心とした北総台地が広がり、これらの森林資源の保全や森林の多面的な活用が求められています。

② 環境上の課題

- 市民の憩いの場として水辺公園の整備
- 森林資源の維持・管理及び有効活用

③ 環境づくりの方向性

- 市民の憩いの場として水辺公園の整備を検討します。
- 森林資源を適正に維持・管理します。
- 水辺空間や森林資源を、体験型環境教育の場として有効利用します。

3 地区別の環境づくりの方向性

【佐原区】

① 概要

- 北部の利根川流域は、食糧生産の要である水田地帯と豊かな水辺環境の「水郷地帯」が広がっている地域です。
- 利根川の南部は、山林や畑を中心とした北総台地が織りなす谷津を形成しています。
- 都市化の進展に伴い、地域固有の自然、歴史・風土、文化などを活かしたまちづくりが展開されています。
- 江戸時代から利根川舟運の中継地として、かつての賑わいを再現した歴史的町並みの整備が進められています。
- 文化・観光資源として、香取神宮や伊能忠敬記念館、歴史的町並み、水郷佐原水生植物園、佐原の大祭などがあり多くの観光客が来訪します。

② 将来に残したい自然（環境）、改善すべき環境上の課題

【残したい自然（環境）】

- 与田浦周辺の水辺環境
- 小野川周辺の歴史的町並み景観や水郷の自然景観
- 加藤洲十二橋や津宮鳥居河岸、大戸神社などの歴史的景観
- 環境学習の場・文化遺産としての神道山古墳群
- 貴重な動植物の生息・生育地帯や香取の森、西坂の森、各地の谷津などの景観
- 市民の憩いの場としての横利根閘門ふれあい公園

【改善すべき環境上の課題】

- 小野川や大須賀川、十間川などの水質汚濁
- 大倉～東関東自動車道までの利根川の河川敷に生息する野鳥の保護
- 佐倉油田牧の野馬込跡の整備
- 香取駅入り口交差点の自動車の排気ガスによる大気汚染
- 小野川周辺の遊歩道の整備
- 東関東自動車道側道や空き地などへのごみのポイ捨て

③ 環境づくりの方向性

- 利根川河川敷のヨシ原など、貴重な動植物の生息・生育地帯を適切に保全します。
- 神道山などの里山を保全し、環境学習の場として有効利用します。
- 小野川周辺の歴史的町並み景観に配慮した地域づくりをします。
- 美観を損ねる看板や広告塔の設置は控え、歴史的町並みなどの都市景観を保全します。
- 佐原区の歴史を伝える巨樹、巨木を保全します。

【小見川区】

① 概要

- 江戸時代から利根川舟運の中継地としてにぎわい、現在も城下町の風情が漂う水郷情緒にあふれている地域です。
- 黒部川では、夏にはボートやカヌーなどの大会・イベントが開催されています。
- 鹿島臨海工業地帯、成田国際空港の中間地点として宅地開発が進行しています。
- 利根川や黒部川を中心に水との深い関わりを持ちながら発展してきた豊かな自然が息づく地域です。
- この地域の緑地は、水田や畑などの農地、丘陵の森林などから形成されており、身近な自然とふれあえる場、交流する場として、重要な役割を果たしています。
- 文化・観光資源として、阿玉台貝塚、良文貝塚、小見川城山公園、その他、多数の古社寺などがあります。

② 将来に残したい自然（環境）、改善すべき環境上の課題

【残したい自然（環境）】

- オオセッカが生息する利根川河川敷のヨシ原
- 岡飯田地区の森山城跡や谷津田、里山、竹林
- 貴重な動植物の生息・生育地帯、歴史的景観としての清水寺の清水、阿玉台貝塚、良文貝塚、白井大宮台貝塚
- 四季の花が咲き、市民の憩いの場である小見川城山公園
- 小見川城山公園や黒部川周辺の桜並木

【改善すべき環境上の課題】

- 黒部川などの河川水質の改善と周辺地域の環境整備
- 利根川河川敷のヨシ原の保全

③ 環境づくりの方向性

- 黒部川を活かしたまちづくりを検討します。
- 阿玉台貝塚や良文貝塚などの歴史的景観を保存します。
- 小見川城山公園を市民の憩いの場にふさわしい良好な維持・管理に努めます。
- 利根川河川敷のヨシ原を鳥獣保護区として検討します。

【山田区】

① 概要

- 黒部川が南北に流れ、その流域には広大な水田地帯が開けている地域です
- 北西部には北総台地の一翼を担う畑作台地が広がり、丘陵地の間には谷津田が散在している地域です。
- 肥沃な土地を活かした優良農地が大半の面積を占める地域です。
- 森林が占める面積も多く、そのほとんどが民有林であり、最近では森林に関心を寄せる住民も多くなっています。
- カワセミが飛び、ホタルが舞う清らかな水辺などに象徴される美しい自然が残っている地域です。
- 「星の降る里 山田」を象徴するように、澄んだ夜空に輝く星が、美しい農村風景と調和している地域です。
- 自然に恵まれ、農業と農村の地域資源が豊富にあり、里山を中心に生態系が保持されており、身近に自然とふれあうことができる地域です。
- 文化・観光資源として、国指定天然記念物の府馬の大クスをはじめ、由緒ある神社仏閣も多く、文化的遺産も多く残されています。

② 将来に残したい自然（環境）、改善すべき環境上の課題

【残したい自然（環境）】

- 橋ふれあい公園周辺など、山田区内の里山
- 貴重な動植物の生息・生育地帯、歴史的景観としての山倉大神、府馬の大クス、観福寺、橋寺・西雲寺と橋堰周辺
- 貴重な動植物の生息・生育地帯である古内の沼地
- 山田区各地で見られるゲンジボタルの生息地
- 農産物直売所や橋ふれあい公園など、都会と農村の交流拠点
- 黒部川流域の田園景観

【改善すべき環境上の課題】

- 黒部川などの河川水質の改善
- ため池や堰の保存
- 鮭（の遡上）を呼び戻すための河川整備
- 有害鳥獣の被害防止対策

③ 環境づくりの方向性

- 水源をかん養する谷津田や里山を適切に保全します。
- 澄んだ空気、美しい農村風景を大切にします。
- 自然環境の学習・体験拠点として森林や里山を有効利用します。
- 橋ふれあい公園を都市住民との交流の場にふさわしい良好な維持・管理に努めます。
- 有害鳥獣による農作物や生活環境への被害を防止する対策を強化します。

【栗源区】

① 概要

- 栗山川流域には水田・畑や山林が広がり、ブドウや梨などの果樹園も多く、農業や畜産が盛んな地域です。
- 栗山川の源流の地域として、自然に恵まれ緑豊かな里山・田園風景が地元住民の心を和ませています。
- 中白清水などのきれいな湧水があります。
- 地元農産物を販売する「道の駅くりもと」や滞在型市民農園の「クラインガルデン栗源」など、都市住民との交流活動が活発に行われている地域です。
- 文化・観光資源として、栗源のふるさと祭りや、道の駅くりもとなどがあります。

② 将来に残したい自然（環境）、改善すべき環境上の課題

【残したい自然（環境）】

- 沢地区（西沢付近）のホタルの生息地
- 栗山川上流のシジミの生息地
- 市民の憩いの場として平成の森公園
- 栗山川ふれあいの里公園
- 道の駅くりもとや高萩PAの農産物直売所など、都会と農村の交流拠点
- 中白清水などのきれいな湧水
- 沢地区のため池

【改善すべき環境上の課題】

- 栗山川に鮭が遡上できる環境を整備
- 山砂の過剰採取による緑の減少や景観阻害及び濁水の流出問題
- 山林管理の停滞による荒廃

③ 環境づくりの方向性

- 平成の森公園を市民の憩いの場にふさわしい良好な維持・管理に努めます。
- 栗源区の水道水源である地下水を保全します。
- 自然環境の学習・体験拠点として、森林や里山を有効利用します。
- 「クラインガルデン栗源」などを活用したグリーンツーリズム事業を推進します。

第9章 重点施策

1. 重点施策の選定

本計画で目標とする環境像を実現し、環境をより良くする上で、市民ニーズが高い施策、優先的に取り組むことが必要な施策、着実な進展が求められている施策を重点施策として位置付け、計画の推進を図ります。

市民アンケートや地区別環境懇談会では、生活排水等の流入による河川の水質汚濁、不法投棄やポイ捨てなどの身近な環境問題への意見が多く出されています。また、多くの市民は市内の森林や里山などの動植物の生息・生育状況などの自然環境についてはおおむね満足していますが、これらの貴重な財産を後世に受け継いでいく活動を、今後は積極的に進めていくことが求められています。

一方、ゴミ減量化、リサイクルの推進などの資源循環型社会の実現や省エネルギー活動の推進など、身近な行動が地球温暖化対策につながることを意識しながら取り組んでいく必要もあります。

そして、これらの取り組みを効果的なものとするためには、市民、事業者、市が連携・協力し、地域が一体となって環境の保全と創造に向けた施策を展開していくことが大切です。

本市では、上記の視点から検討し、「重点施策」として、次の4つの施策を掲げ、具体的な行動へとつないでいきます。

【4つの重点施策】

- ◎「生活環境における水質改善」
- ◎「資源循環型社会形成の推進」
- ◎「自然環境の保全」
- ◎「パートナーシップによる市民活動の推進」

2 重点施策の内容

「生活環境における水質改善」

本市の環境上の課題の多くは、水質汚濁、不法投棄やポイ捨てなどの身近な生活環境に関するものが多く、中でも市内を流れる主な河川の水質調査では、一部の調査地点で水質汚濁の代表的な指標である BOD 値が環境基準を未達成であり、河川水質の改善が早急に取り組むべき課題となっています。

市民アンケート調査や地区別環境懇談会においても、水質改善を求める要望が強く、本市に期待する取り組みのトップに「川や水路等の水質汚濁対策」があがっており、多くの市民が環境上の大きな課題の一つとして捉えています。

また、農業・畜産・生活排水を汚染源とする硝酸性窒素等による地下水汚染が市内一部の地域で確認されていることから、定期的な地下水調査を継続するとともに、安全な地下水を確保するための対策も必要です。

このような状況を踏まえ、河川水質や地下水質を包括した「生活環境における水質改善」に取り組んでいきます。

<取り組み内容>

- 河川などの水質調査、地下水汚染の状況把握と対策
- 生活排水処理施設の整備と普及促進
- 環境学習等による水質保全意識の啓発
- 生活排水や事業場排水対策の指導・啓発

「資源循環型社会の推進」

本市では、市民、事業者ともごみ問題に対する関心が高く、すでにリサイクルなどの具体的な行動も実践されています。しかし依然として、道路沿いへのごみのポイ捨て、森林・里山・空き地などへの廃棄物の不法投棄がみられ、市民アンケート調査においても、市に取り組んでほしい環境問題として、「駅や路上でのごみのポイ捨て」が上位にあがっています。

一方、私たちの日常生活や事業活動から発生する大量のごみなどを焼却する際、発生する二酸化炭素などによる温室効果ガスの排出が地球温暖化の要因の一つとなっています。

このような状況を踏まえ、環境への負荷の少ない資源循環を基調とした地域社会を目指し、「資源循環型社会の推進」に取り組んでいきます。

<取り組み内容>

- ごみの分別徹底による排出量の削減
- フリーマーケット開催によるリサイクル、リユース活動の推進
- 不法投棄の監視体制強化
- 不法投棄防止・地域環境美化に関するイベント開催
- 地球温暖化対策に関する情報提供、啓発活動

「自然環境の保全」

市内には、多くの森林や里山、湖沼、河川などの豊かな自然環境が身近に存在します。

これらの身近な自然環境は、環境保全団体などのボランティアにより、自然とのふれあいの場、動植物の生息・生育環境の場、あるいは、学校での自然環境教育の場として活用されるなど、実践的な活動が展開されており、市として積極的な支援が必要となっています。

また、市内には、ホタルやメダカなどの貴重な生物が生息しており、生息状況調査を市民と協働して行い、分布状況のマップ作成など、生物の分布情報を整理していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、森林、里山などの自然環境を保全するとともに、自然とふれあえる機会の創出などを包括した「自然環境の保全」に取り組んでいきます。

＜取り組み内容＞

- ボランティアによる里山保全活動の支援
- ホタルなどの貴重な生物の生息状況調査とマップ作成
- 水辺環境を活かした体験学習会の開催

「パートナーシップによる市民活動の推進」

市の環境をより良いものとするためには、市民、事業者、市がお互いの考えを尊重しながら、それぞれの立場で協力し、施策を実行することが最も重要なことです。

市民アンケート調査や地区別環境懇談会においても、「環境保全活動に参加したい」、「ボランティア情報を集約した場がほしい」といった意見が多く出されています。

また、市内では、ごみ問題をはじめとして、環境問題に取り組む市民団体などが増えてきており、その育成や活動の活発化も求められています。

そのためには、市民、事業者、市が適切な役割のもとに、それぞれの立場から、また様々な場面で連携・協働して、パートナーシップを確立し、一体となって環境の保全と創造に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

このような状況を踏まえ、幅広い年齢層を対象に「パートナーシップによる市民活動活性化」に取り組んでいきます。

＜取り組み内容＞

- 環境活動団体のネットワーク化及び活動支援
- 環境活動団体やボランティアによる環境学習会などの開催
- 環境フォーラムの開催
- 本計画の推進体制への市民・事業者の参加

調整用ページです。写真やコラムなどを掲載する予定です。

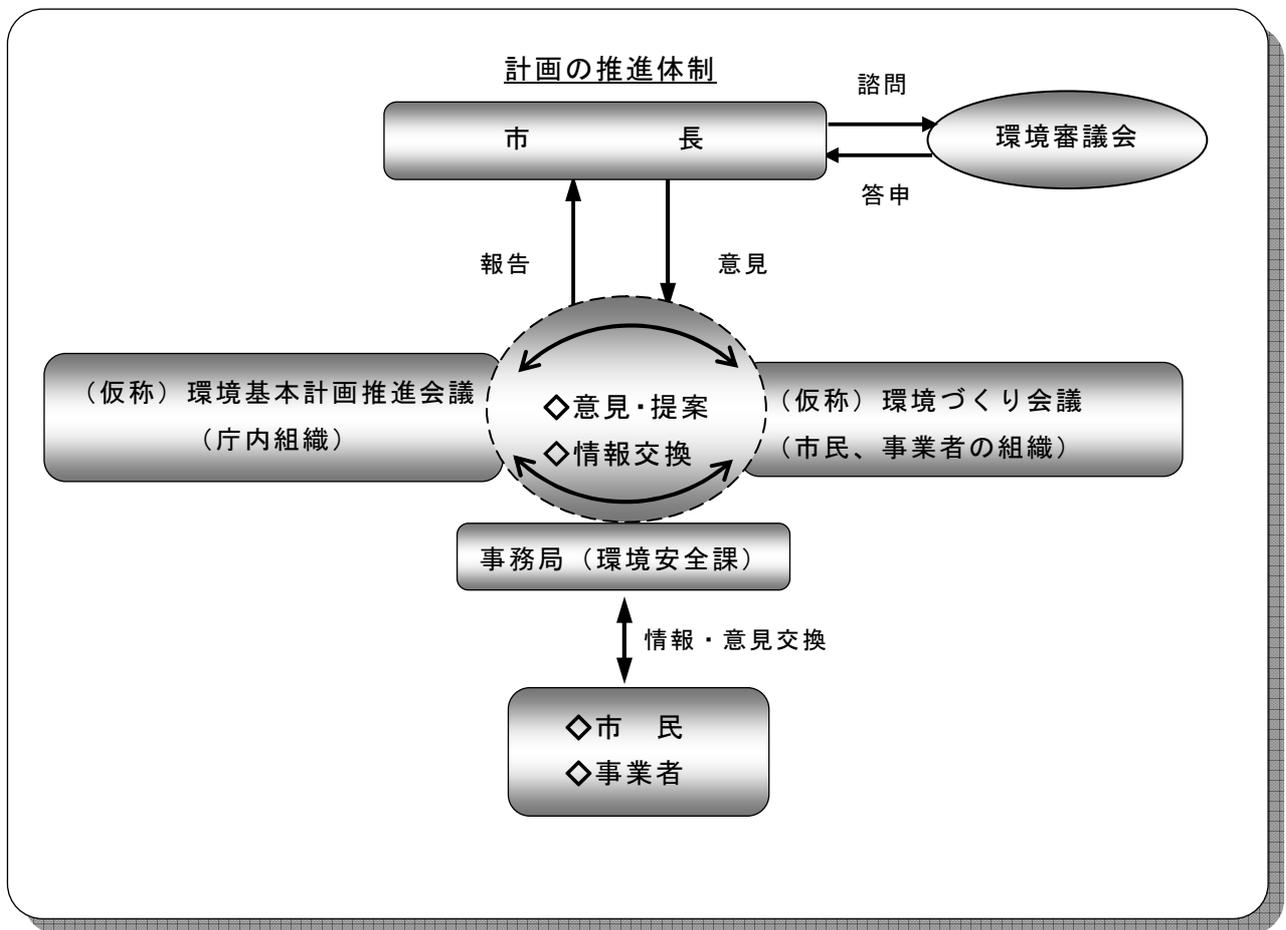
第10章 計画の推進方策

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、下図のような体制により、市民、事業者、市が連携・協働し合い、取り組みを進めていきます。

具体的には、新たに庁内組織である「(仮称)環境基本計画推進会議」と市民・事業者で構成される「(仮称)環境づくり会議」を設置し、連携・協働して計画を推進していきます。

市長は、「(仮称)環境基本計画推進会議」と「(仮称)環境づくり会議」による検討内容を取りまとめた報告や、市長の諮問機関である「環境審議会」からの計画の見直し等に関する答申をもとに、概ね5年を目安に本計画の見直しを検討します。



本計画の推進体制を円滑にすすめるためには、市民、事業者、市が連携・協働するパートナーシップを築き上げていくことが求められます。以下に、各組織の役割と構成について示します。

(1) 環境審議会

「環境審議会」は、環境保全等に関する基本的事項について、専門的かつ広範な視点から調査したものを審議する機関として設置されており、市民、事業者、学識経験者及び行政機関の職員から構成されています。審議会では環境基本計画の施策や推進方策に関して、事業の実施状況や目標達成度を踏まえて、今後の計画の見直しや進め方について市長に答申します。

(2) (仮称) 環境づくり会議 (市民、事業者でつくる組織)

市民、事業者が率先して環境活動に取り組み、本計画を推進するために、市民、事業者で構成される組織として、「(仮称) 環境づくり会議」を設置します。

本会議は、環境保全活動の普及啓発の他、計画全体の進捗状況に対して、市民や事業者の意見や提言のとりまとめを行います。

(3) (仮称) 環境基本計画推進会議 (庁内組織)

環境に関する市の施策を横断的に取り組み、環境基本計画を推進するために、市の関係部局の代表で構成される庁内組織として、「(仮称) 環境基本計画推進会議」を設置します。

本会議は、庁内の各課で進められる環境施策の実施状況や目標達成状況の把握の他、計画全体の進捗状況の結果を基に施策の継続や見直しなどの検討も行います。

(4) 事務局 (環境安全課)

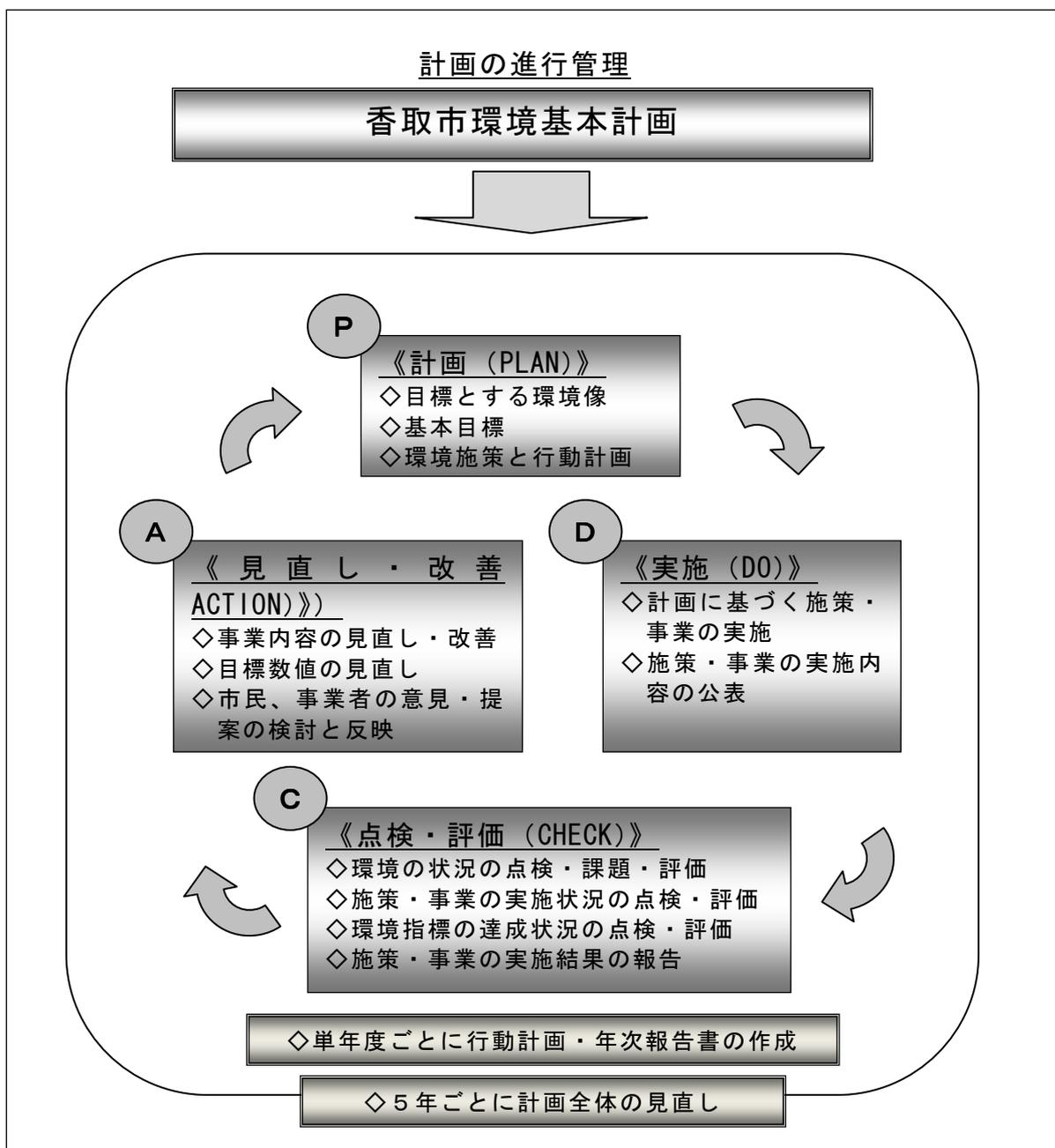
事務局は、環境基本計画の進行管理全般に関する調整事務を行い、主に「(仮称) 環境づくり会議」や「(仮称) 環境基本計画推進会議」で検討内容の取りまとめや、年次報告書 (環境対策実施報告書) の作成・公表を行います。

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCAサイクルを用いて、計画（PLAN）→実施（DO）→点検・評価（CHECK）→見直し・改善（ACTION）という流れで行います。

進行管理の過程では、「（仮称）環境基本計画推進会議」及び「（仮称）環境づくり会議」からの報告や「環境審議会」の答申により、環境基本計画の進捗状況を整理し、市民、事業者、市が、自らの環境に配慮した行動をPDCAサイクルに沿って、継続的な改善を図るよう実施していきます。そのために、市民、事業者、市が連携・協働し、さらに上を目指していくための相互関係を構築していきます。

点検、評価、見直しなどの成果は、年次報告書により公表し、次年度以降の施策の展開や各主体の取り組みの推進に反映させていきます。



3. 環境情報の収集と公開

大気汚染や水質汚濁等の環境状況を把握するために監視・測定を行うとともに、国・県・他市町村と連携し、環境情報の収集・把握に努めます。これらの情報をホームページや広報紙などを通じて、市民や事業者に広く公表していきます。

4. 行動計画・年次報告の作成

本計画の実施過程において、取り組みの達成度を知るための「ものさし」となる具体的な環境指標や、環境施策の実施方法、スケジュールなどの行動内容を具体化した、環境行動計画（アクションプラン）などを策定し、実践します。

また、環境の現状と環境施策の実施状況や環境指標の達成度などを把握し、整理したものを、年次報告書（環境対策実施報告書）としてまとめ、公表していきます。